



変わる滋賀 続く幸せ
Evolving SHIGA



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals



滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和6年度に向けた

政策提案・要望書



令和5年6月
滋賀県

未来との約束

滋賀で生きていく私たちは、自らが望む未来に向かって約束します。

すべての人が幸せに生きていく滋賀をつくります
そのために、
すべての人がサステナブルな滋賀を目指します。

滋賀で暮らす私たちは、世界が望む未来に向かって約束します。

世界の人たちが幸せに暮らせる世界をつくります。
そのために、
世界の人たちと共にサステナブルな地球を目指します。

～「サステナブル滋賀 × S D G s」シンポジウム（H29.6.1）宣言～



令和6年度に向けた政府への政策提案・要望

平素は滋賀県政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

3年を超える新型コロナウイルス感染症への対策や、原油価格・物価高騰等への対応など、我が国を取り巻く様々な重要課題の解決に取り組まれている政府の対応に心から敬意を表します。

さて、本県では、「変わる滋賀、続く幸せ」を基本理念とした基本構想のもと、「未来へと幸せが続く滋賀」を県民の皆様とともにつくろうと取り組んでおり、今年度は、基本構想の第2期実施計画、並びに行政経営方針を新たにスタートさせる年度であり、本県にとって節目となる年度となります。

そして、いよいよビヨンドコロナ、コロナを乗り越え、次世代を担う子ども・若者とともに歩む滋賀の未来を「シン・ジダイ」と位置付け、誰もが幸福感を実感ができるよう「健康しが」の取組を、「健康しが2.0」にバージョンアップし、政策を展開してまいります。

特に、未来を見据えて、「子ども・子ども・子ども」、子どものために、子どもとともにつくる県政を目指し、最重点で子ども政策に取り組むことといたします。

あらゆる政策の真ん中に「子ども」を置き、子どもの声や思いを尊重し、子どもとともに考える「子ども・子ども・子ども」の施策を中心に、「ひとづくり」「こころとからだの健康づくり」「安全・安心の滋賀づくり」「グリーン・デジタルによる経済・社会づくり」に取り組んでまいります。

こうした中、本県の課題や取組状況を踏まえた政策提案・要望を本書のとおり取りまとめましたので、本県の実情について御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年6月

滋賀県知事

三木大造

令和6年度に向けた政府への政策提案・要望

現下の直面する課題への対応

- 提案・要望1 コロナ禍および物価高騰等の影響を受ける本県経済への継続支援・・・・・・・・・・ 1
- 提案・要望2 コロナ禍および物価高騰等に係る医療機関等・社会福祉施設等への支援・・・・・・・・ 3
- 提案・要望3 食料安全保障の強化に向けた農畜水産業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 提案・要望4 上下水道事業の安定経営に向けた支援制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

柱① 子ども・子ども・子ども

※別冊「子ども施策についての提案・要望」に掲載。

柱② ひとつづくり

- 提案・要望5 未来のものづくりと地方のDXを支える高等専門学校設置への支援・・・・・・・・ 9

柱③ ことろとからだの健康づくり

- 提案・要望6 人材確保のための介護報酬の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 提案・要望7 滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 提案・要望8 国スポ・全国障害者スポーツ大会の見直しおよび開催に向けた支援の充実・・・・ 15
- 提案・要望9 彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援・・・・・・・・・・・・ 17
- 提案・要望10 「知る・守る・活かす」文化財の保存継承に向けた取組への支援・・・・ 19

柱④ 安全・安心の滋賀づくり

- 提案・要望11 性の多様性を認め合う社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 提案・要望12 犯罪被害者等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 提案・要望13 再犯防止の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 提案・要望14 障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実・・・・・・・・・・・・ 27
- 提案・要望15 高齢者の命・暮らしを守るための支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 提案・要望16 近江鉄道線の公有民営方式による上下分離に対する総合的支援・・・・・・・・ 31
- 提案・要望17 鉄道ネットワークの維持・改善と鉄道駅のバリアフリー化の推進・・・・ 33
- 提案・要望18 県土の発展と県民の安全・安心に資する道路整備の推進・・・・・・・・ 35
- 提案・要望19 住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進・・・・・・・・・・・・ 39
- 提案・要望20 いのちと暮らしを守る土砂災害対策の推進・・・・・・・・・・・・ 43
- 提案・要望21 都市計画と連動した住宅政策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 提案・要望22 原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築・・・・・・・・・・・・ 47
- 提案・要望23 陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 提案・要望24 時代の変化に対応する警察活動基盤整備の推進・・・・・・・・・・・・ 51

柱⑤ グリーン・デジタルによる経済・社会づくり～コロナからの反転攻勢～

- 提案・要望25 2050年CO2ネットゼロに向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 提案・要望26 公社林の持つ多面的機能の持続的発揮・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 提案・要望27 持続的で生産性の高いみらいの農業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 提案・要望28 農業農村整備事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 提案・要望29 琵琶湖漁業の持続的発展に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 提案・要望30 デジタル社会の実現に向けた取組の一層の推進・・・・・・・・・・・・ 63

実現に向けた基盤づくり

- 提案・要望31 デジタル時代に地域情報を幅広く提供する仕組みの確保・・・・・・・・ 65
- 提案・要望32 地方創生の一層の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- 提案・要望33 持続可能な地方税財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

コロナ禍および物価高騰等の影響を受ける本県経済への継続支援

- ▶ 物価高騰等の影響を受けている事業者を下支えするとともに、未来を見据えた投資の促進に取り組むことにより、本県経済・産業の持続的な成長につなげていく。

【提案・要望先】内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) エネルギー価格高騰対策の継続・拡充

- 物価高騰に対するエネルギー価格高騰対策の継続・拡充

(2) 地域経済活動の構造強化

- 価格転嫁の円滑化の一層の推進および事業構造の強化に係る支援

(3) 総合的な経済対策の実施

- 国において全国的・継続的な経済対策の実施

2. 提案・要望の理由

(1) エネルギー価格高騰対策の継続・拡充

- 本県経済は、3年超に及ぶコロナ禍で疲弊していることに加え、現下の物価高騰が依然として続き、製造業をはじめ、幅広い事業者に影響。
- 上下水道事業のように代替性のないインフラサービスを提供する地方公営企業においても、エネルギー価格高騰が経営に影響。
- 国において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の積み増しを含むエネルギー価格高騰への対策が講じられたところであるが、エネルギー価格高騰については全国的な課題となっており、国が引き続き一元的な対策を継続するとともに、支援の拡充を行うことが必要。

(2) 地域経済活動の構造強化

- 地域の中小企業等が物価高騰を乗り越えるためにも、適正な価格転嫁を行い、賃上げの原資を確保できることが必要であるため、価格転嫁の円滑化等による取引適正化等を一層進めるとともに、成長分野への投資等、事業構造の強化に係る支援が必要。

(3) 総合的な経済対策の実施

- 本県においても、補正予算や対策本部の設置等により対策を進めているところであるが、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 滋賀県が実施した令和4年度第4四半期(令和5年1～3月期)の景況調査によると、業況D Iは全体でマイナス9.6、特に製造業ではマイナス25.2となっており、前期に比べると全体で1.1ポイント悪化している。今後の見通しについては、エネルギー価格の高騰などを理由に、さらに1.9ポイント悪化する見込み。
- 民間調査会社が実施した調査(令和4年12月～令和5年1月)によると、県内企業の価格転嫁率は40%にとどまっており、県内の事業者からは、「コストの増加が経営を圧迫している」「電気代等にかかる値上がり分の価格転嫁が難しい」など、厳しい状況を訴える声がある。

<国・県による支援の考え方>

国 による総合的な対策

※R4.10.28「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」Ⅰ.物価高騰・賃上げへの取組

1. エネルギー・食料品等の価格高騰により
厳しい状況にある生活者・事業者への支援
 - 電気・都市ガス・燃料油価格高騰の激変緩和等
2. エネルギー・食料品等の危機に強い
経済構造への転換
 - ① 危機に強いエネルギー供給体制の構築
 - ② 危機に強い食料品供給体制の構築
3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援
 - ① 賃上げの促進(中小企業等の賃上げ支援拡充)
 - ② 中小企業等の賃上げ環境整備(適切な価格転嫁等)

県 による

地域の実情に応じたきめ細かな支援

- 国から地方に求められている取組
 - ・ 低所得世帯への支援
 - ・ 子育て世帯への支援
 - ・ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
 - ・ 医療・介護・保育施設、農林水産業等に対する物価高騰対策等

※「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」推奨事業メニューより
- 県民や事業者の声を踏まえたきめ細かな支援

<令和5年度滋賀県の物価高騰対策メニュー>

生活者支援	事業者支援
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">エネルギー価格高騰への対応</p> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;">LPガス利用者への支援</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; width: 45%;">個人用住宅設備支援(省エネ等)</div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; width: 45%;">特別高圧電力利用者への支援</div> </div> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">低所得・子育て世帯への支援</p> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center;">生活困窮者の自立支援</div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">子育て世帯への支援 (ひとり親世帯生活支援)</div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">学校給食への支援</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 5px; font-size: x-small;">緊急小口資金等の借受人への フォローアップ支援 ※ <small>※福祉社会福祉協議会の事業への取組(令和5-1年度度2月時点)</small></div> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">食料品高騰への対応</p> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center;">食材費高騰の影響を受ける 社会福祉施設等への支援</div> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">飼料・肥料コストの低減</div> </div> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">事業活動の下支え</p> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center;">中小企業者向け制度融資 (ゼロゼロ融資の借換需要にも対応)</div> <div style="background-color: #f96; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">農業関連施設への緊急支援</div> </div>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">未来を見据えた投資の促進</p> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center;">事業所の省エネ・再エネ推進</div> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">新技術の開発・社会実装支援</div> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">海外展開を支援(販路開拓)</div> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">商工団体等が行う中小企業等支援 への助成(新商品開発や販路開拓等)</div> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">専門人材の確保支援</div> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;">地場産業事業者の設備整備支援</div> </div> <div style="margin-top: 5px; font-size: x-small;"> <p style="text-align: center;"> …R5 5月補正予算 …R5 当初予算(単年度からの繰越し含む) </p> </div>
<p>担当：商工観光労働部商工政策課 TEL 077-528-3712 琵琶湖環境部下水道課 TEL 077-528-4215 企業庁経営課 TEL 077-589-4651</p>	

コロナ禍および物価高騰等に係る



医療機関等・社会福祉施設等への支援

- 医療機関等の経営基盤を支えることにより、3年を超えるコロナ禍を乗り越える

【提案・要望先】 内閣府・厚生労働省

1. 提案・要望内容

コロナ禍および物価高騰等に係る報酬改定等の対策

- 令和6年度の診療報酬等公的価格の改定における物価高騰等の影響の適切な反映

2. 提案・要望の理由

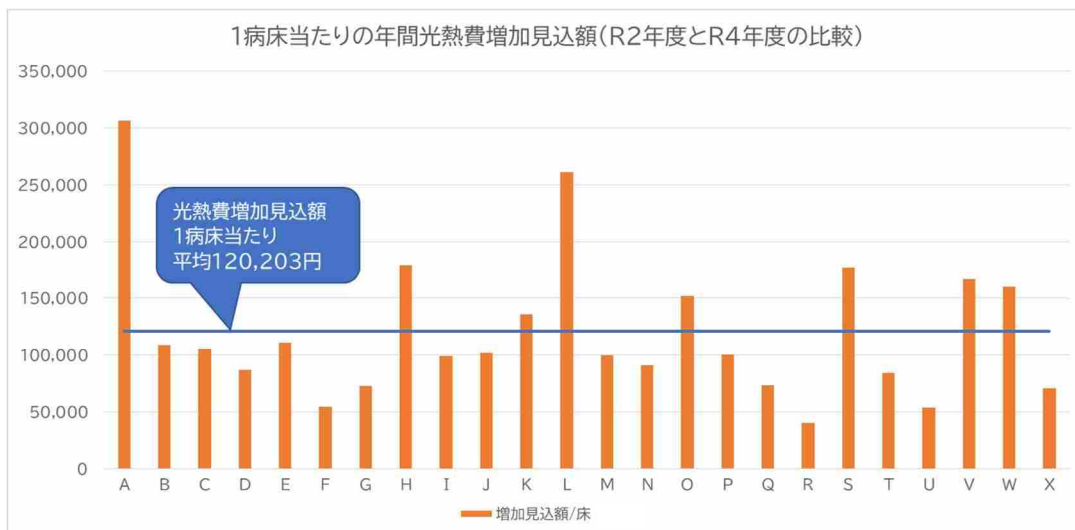
- 医療機関・社会福祉施設等は、診療報酬、介護報酬、自立支援給付費、教育・保育給付費、子ども・子育て支援交付金、措置費で運営されているが、3年超に及ぶコロナ禍で感染対策に係る経費の増嵩や利用控えに伴う減収もみられ、利用者負担への転嫁が困難なことから、運営状況に打撃を受けており、サービスの低下や職員処遇への悪影響も懸念される。
- 地方創生臨時交付金による支援は自治体への配分額が限られ、一過性の支援となることや全国一律ではないことから、事業者支援の継続性、公平性に課題がある。
- 質の高いサービス提供を維持するためには、全国一律の継続性のある支援の仕組みが必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県における医療機関等への支援の取組

事業	予算額(千円)	対象事業者数
介護サービス事業所に対する原油価格・物価高騰対策事業	124,568	2,303
障害福祉サービス事業所に対する原油価格・物価高騰対策事業	50,368	1,002
認可外保育施設に対する原油価格・物価高騰対策事業	2,077	115
児童養護施設等緊急支援事業	3,228	67
一般公衆浴場燃料費高騰対策事業	4,248	9
保育所等・放課後児童クラブ物価高騰対策事業	33,103	338
原油価格・物価高騰対策事業(医療機関等)	751,660	2,759
原油価格・物価高騰対策事業(薬局)	67,132	656

- 令和4年度においては、地方創生臨時交付金を活用し、支援を実施したところ。
- 多数の事業者を対象とするため、支援の実施にかかる事務が大きな負担となっている。また、支援金申請事務自体が負担であるとの事業者の声があった。
- 県内病院における令和2年度と4年度の光熱費を調査したところ、増加額は1病床当たり平均120,203円となり、病院経営に深刻な影響を与えていることが明らかとなっている。



担当	
健康医療福祉部健康福祉政策課 TEL 077-528-3521	健康医療福祉部医療政策課 TEL 077-528-3625
健康医療福祉部医療福祉推進課 TEL 077-528-3520	健康医療福祉部障害福祉課 TEL 077-528-3641
健康医療福祉部生活衛生課 TEL 077-528-3641	健康医療福祉部子ども・青少年局 TEL 077-528-3550
病院事業庁経営管理課 TEL 077-582-5299	

食料安全保障の強化に向けた農畜水産業支援

- 資材等の価格高騰が長期化する中、食料安全保障を強化するため、農畜水産業経営の継続性の確保と構造転換の推進を図る。

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 価格高騰の長期化に対応した経営への影響の緩和策

- 肥料原料調達に係る肥料製造業者等への価格補てん制度の創設
- 配合飼料価格安定制度の基準価格算定方法の見直しおよび自給飼料の安定確保に向けた取組へのさらなる支援
- 電力料金高騰に影響を受けている土地改良区への支援
- 農業生産コストの高騰を農産物の価格に転嫁できる環境の整備

(2) 農業経営基盤の強化のための農地政策に必要な予算の確保

- 担い手への農地集積を促進するための地域計画策定および農地中間管理事業に必要な財源の確保

2. 提案・要望の理由

(1) 価格高騰の長期化に対応した経営への影響の緩和策

- 肥料価格高騰の影響緩和には、農業経営への継続的な支援が不可欠であるが、現在実施している「肥料価格高騰対策事業」は農業者等の事務負担が大きい。肥料原料の輸入価格が一定価格を超えた場合に発動する肥料製造事業者等への補てん制度の創設など、新たな仕組みの構築が必要。
- 配合飼料価格安定制度において、価格高騰の長期化に対応して生産者負担を軽減するには、基準価格算定方法の見直しが必要。また、耕畜連携等による自給飼料の安定的な確保を図る取組をさらに後押しし、飼料の自給率を高めていくことが必要。
- 本県では4割を超える農地が電力を利用した揚水に依存しており、電力料金高騰の長期化が土地改良区の運営に大きな影響を及ぼすため、引き続き、省エネ対策の推進とともに影響緩和のための支援が必要。
- 担い手の農業経営の安定のため、生産・流通・販売などの関係者が参加する価格形成の仕組みづくりが必要。

(2) 農業経営基盤の強化のための農地政策に必要な予算の確保

- 地域計画を令和6年度末までに策定するためには、市町や農業委員会の多くの労力が必要。また、農地中間管理事業を安定的に実施するためには、農地中間管理機構の運営費の確保および農地貸借にかかる未払い賃料への対応が必要。

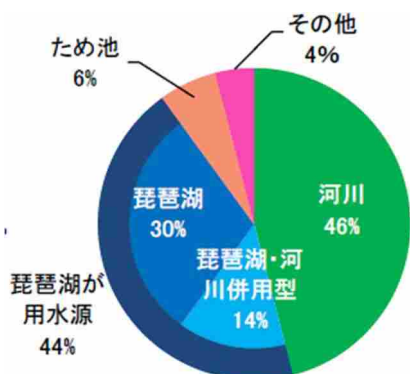
(本県の取組状況と課題)

- (1) 価格高騰の長期化に対応した経営への影響の緩和策
- (2) 農業経営基盤の強化のための農地政策に必要な予算の確保

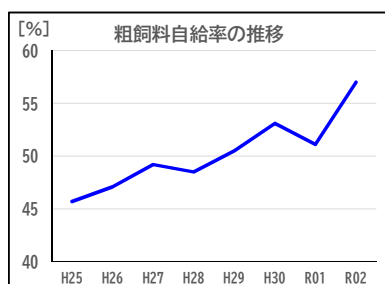
価格高騰等に関する県の取組

○農業用水の調達

- ・河川水量が乏しい滋賀県では、古くから琵琶湖の水や地下水を農業用水として活用してきた。現在では、農地の4割以上が琵琶湖を水源としている。
- ・省エネ化・省コスト化を図るため、揚排水機や送水の効率化、運転操作の工夫、再生可能エネルギーの活用等に取り組んでいるところだが、主要な揚水機場だけでも年間の電力料金は平年ベースで5億円ほどとなっている。

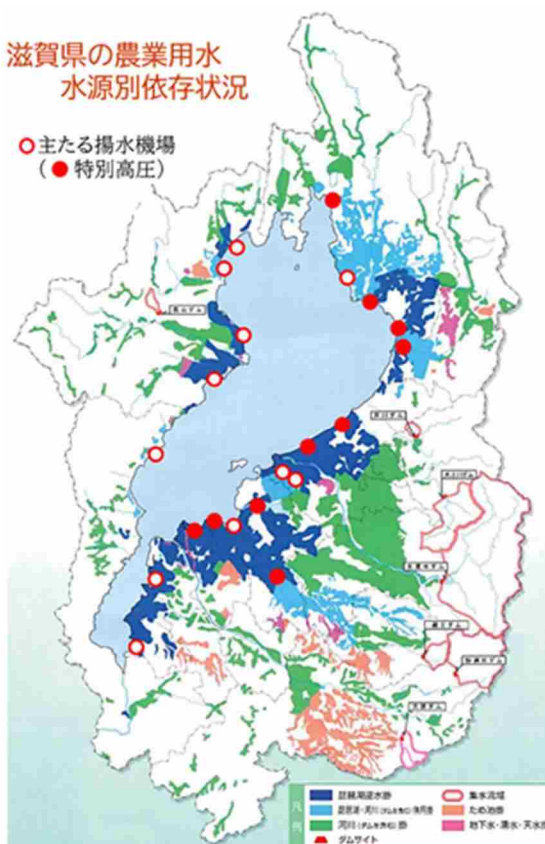


- ・県内の飼料生産は主に水田で実施。耕畜連携の推進により、稲WCSや飼料用米の生産拡大に取り組んでいる。



滋賀県の農業用水 水源別依存状況

○主たる揚水機場
(●特別高圧)



担当：農政水産部 미래の農業振興課 みどりの食料戦略室 TEL 077-528-3842
 地域農業戦略室 TEL 077-528-3845
 畜産課 生産衛生・耕畜連携係 TEL 077-528-3853
 耕地課 企画・技術管理係 TEL 077-528-3943



上下水道事業の安定経営に向けた支援制度の拡充

▶ 上下水道の機能・サービスを安定的かつ持続的に提供し、地域社会の健全な発展、公衆衛生の向上・生活環境の改善および琵琶湖等の公共用水域の水質保全に貢献する

【提案・要望先】総務省、厚生労働省、国土交通省

1. 提案・要望内容

物価高騰等に伴う財政支援制度の拡充

- エネルギー価格高騰により多大な影響を受けている公営企業に対して、特別減収対策企業債に加え、手厚い財政措置（補助金又は交付税措置、資金借入制度の創設・利息への交付税措置等）の実施。
- 再生可能エネルギー由来の電力調達をする際増額となる経費を地方公営企業繰出制度の繰出基準に追加

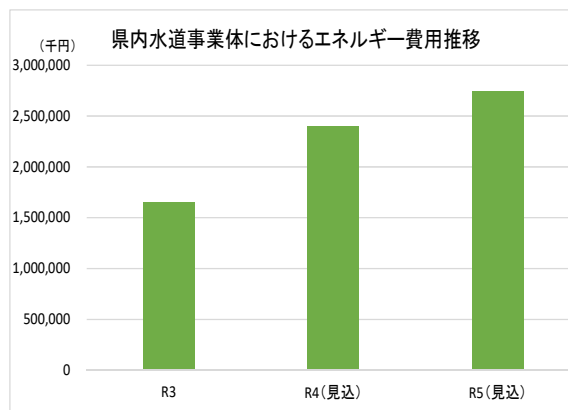
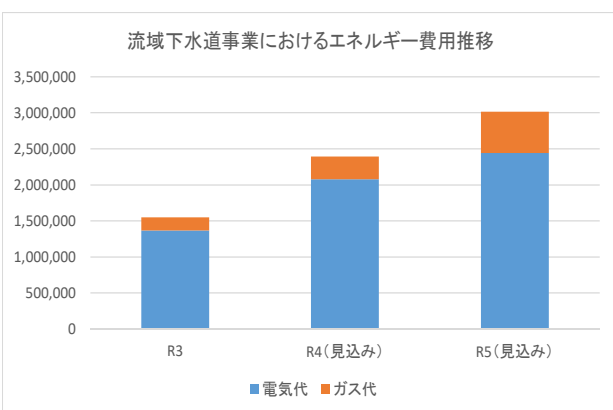
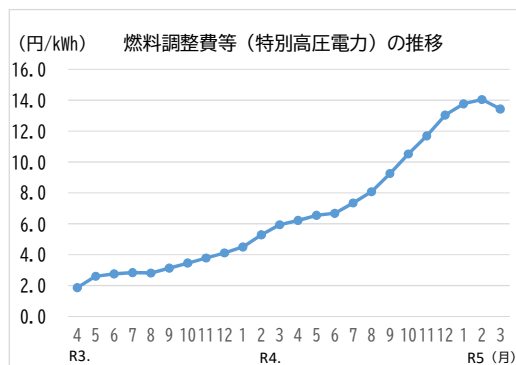
2. 提案・要望の理由

- 上下水道事業では、送水や水処理に多大な電気、ガスを使用していることから、エネルギー等の物価高騰が経営に影響。
- 上下水道事業等のインフラサービスを提供する公営企業は、(1)水質および処理レベルを下げるできないため経費削減に限界があること、(2)価格が条例等で定められており経費に対する価格の弾力性が低く価格の改定に時間がかかること、(3)物価急騰に対応できる経営体力がないことから、急激な経営環境の変化に対する個別の財政措置が必要。
- 上下水道事業において、CO₂排出量の削減をするためには、脱炭素の取組に対する施設整備費用への支援に加えて、調達コストの高い再生可能エネルギー由来の電力への転換に対する支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

物価高騰等に伴う財政支援制度の拡充

- 上下水道事業では、多大な電気・ガスを使用していることから、昨今のエネルギー価格高騰による影響を受け、維持管理にかかる負担が急増している。



- 上下水道事業は、水道料金や下水道使用料収入により必要な経費を賄っているが、法律の定めにより料金の改定は条例で定める必要があり、電気料金等の増減に応じて即座に料金を変動させることが難しいことから急激な高騰時に資金が不足する。また、ライフラインであり代替性がないインフラサービスであることから、その料金値上げは住民負担に直結し、大幅な料金値上げにより即座に収入を増やすことは困難である。
- 県（流域下水道事業）は、下水道法第三十一条の二により「利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる」旨が定められていることから、留保している資金が少なく、維持管理費用の急増を吸収できない。
- 再生可能エネルギー由来の電力調達には、通常の電力よりも調達コストが高くなる。（関西電力での事例（低圧）：通常の電力よりも＋2円/kwh）

担当：琵琶湖環境部下水道課経営管理係
TEL 077-528-4215

企業庁経営課経営企画係
TEL 077-589-4651



未来のものづくりと 地方のDXを支える 県立高等専門学校設置への支援

- ▶ 地域や産業への技術実装の推進による日本の産業競争力再強化に向け、高等専門人材を滋賀発で輩出していくため、県立での高等専門学校の設置を目指す。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 県立高等専門学校の設置に向けた支援

- 教員確保、カリキュラム検討、学校運営等に関する専門的な助言など、令和の時代の県立高等専門学校の設置に向けた支援
- 設置後の人事交流、留学生の受け入れなど、学校運営面での国立高専機構との連携のための新たな仕組みの創設

(2) 技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

- 小学生から段階に応じて科学技術・工業技術への関心を高める施策の充実
- 高専卒業生の更なる活躍や処遇改善に係る産業界への働きかけ

2. 提案・要望の理由

我が国が将来にわたり競争力のある産業を創出し、持続的に発展していくためには、若者の技術者への夢を育み、地域や世界の社会的課題を解決するイノベーターやAI等を活用できる人材などの高等専門人材の育成が重要。中でも高等専門学校の実践を伴った技術教育は、産業競争力の再強化を図る令和の時代にこそ、更なる価値が見出されるものと認識し、県立での高等専門学校の設置に向けた準備を進行中。

(1) 滋賀県立高等専門学校の設置に向けた支援

- 昭和38年以降公立高専の設置はなく、前例に頼ることができない状況のため、設置認可申請に向けての専門的・技術的な支援や設置後の学校運営面での支援が必要。

(2) 技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

- 少子化とともに、小中学生の理科離れが叫ばれる中、理系人材確保のためには、小学生から技術への関心や技術者への憧れを高めることが必要。

理科教育に係る設備整備や教科担任制などの現在の取組の充実にとどまらず、さらなる施策の検討・実施が必要。

- また、子供たちに進路として高専を選択してもらうためには、その技術力に比して処遇が必ずしも十分とは言い切れない高専卒業生の現状の改善が必要。

(本県の状況と課題)

- (1) 滋賀県立高等専門学校への設置に向けた支援
- (2) 技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

【「滋賀県立高等専門学校基本構想 1.0」の策定】

- 令和5年3月に策定した基本構想 1.0 では、技術者の育成を通じて地域や産業へ技術を実装し、そのことが次世代の技術への関心と憧れを生み出すという好循環の創出を目指し、情報技術をベースに、学生が様々な専門の学びを掛け合わせて学び、技術を応用する力も伸ばすことで、変化の激しい社会を生き抜く力を磨く高専を設置することとしている。
- 令和5年度は校長や核となる教員の確保等の検討を含め、カリキュラムの詳細等の検討を進めようとしているが、参考とすべき前例が乏しい中、これらを実現するための教員確保やカリキュラム検討の他、学校運営に関する助言等の支援が必要。
- また、高専の設置に向けた共創および開校後の運営に応援団として、産業界との連携によるプラットフォームを組織し、先進的な分野につながる人材の育成と活用・活躍、地域や産業の変革をリードするカリキュラム検討、設立や運営に当たっての支援について議論していこうとしている。



担当：総合企画部高専設置準備室 TEL：077-528-4581



人材確保のための介護報酬の見直し

- 地域包括ケアシステムを支える人材を確保し、「健康しが」を推進する

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 介護従事者の給与水準を全産業平均まで引き上げる措置を講じること。特に、人材確保が極めて困難な訪問介護員の処遇改善、地域包括ケアシステムの深化・推進の中で重要な役割を担う介護支援専門員の処遇改善を行うこと

(2) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

- 介護保険創設以来、公務員の地域手当の設定に準拠している人件費の地域差のあり方について抜本的に見直すこと
- 次期介護報酬改定にあたっては、地域区分が1級地でも異なる地域と一つでも隣接していれば特例適用の対象に見直すこと

2. 提案・要望の理由

(1) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 介護従事者の給与水準は累次の処遇改善の結果、全産業平均との給与格差は縮小してきているものの、依然として全産業平均より低いため、職業の選択肢になりづらく、安定的な人材確保に大きな支障となっており、定着促進の観点からも、社会的役割に見合った更なる処遇改善が必要。
- 特に、訪問介護員は高齢化が著しい上、人材確保が極めて困難な状況にある。また、介護支援専門員については地域包括ケアシステムの深化・推進の中で一段と高い専門性、役割が求められ、職責に見合った評価と処遇改善が必要であり、介護職員処遇改善加算のような介護支援専門員の処遇に直接反映される加算制度が必要。

(2) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

- 介護報酬については、平成12年の制度創設時から賃金の地域差を反映するために、公務員の地域手当に準じて市町村ごとに8段階の地域区分を設定し、地域区分ごとの単価（10円～11.4円）を介護サービスごとの単位数に乗じて算定。
- 令和3年度改定における新しい「複数隣接ルール」は「4級地以上の差」が要件のため県内市町には適用されず、隣接地域とのバランスが不均衡な状態。

(本県の取組状況と課題)

(1) 介護従事者の給与水準の更なる向上

○ 本県の介護従事者の平均賃金等（令和4年）

	平均月額賃金	平均年齢	平均勤続年数
介護支援専門員	345.4 千円	55.5 歳	11.3 年
介護職員（福祉施設等）	323.5 千円	41.1 歳	7.1 年
訪問介護従事者	334.9 千円	51.1 歳	11.6 年
全産業	413.2 千円	43.2 歳	13.1 年

〔出典〕賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

※一般労働者（6月分給与の算定期間中に実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上）について集計したもの。賃金には、賞与1/12を含む。

○ 本県事業所における従業員の不足感の推移

	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年
介護支援専門員	34.7%	34.8%	35.2%	38.9%
介護職員（施設等）	61.3%	74.7%	70.0%	71.9%
訪問介護員	75.9%	86.4%	80.7%	79.0%

〔出典〕（公財）介護労働安定センター「介護労働実態調査」

(2) 地域の実情を考慮した地域区分の設定

令和3年度

5級地（10%）：大津市、草津市、栗東市

6級地（6%）：彦根市、守山市、甲賀市

7級地（3%）：長浜市、野洲市、湖南市、
高島市、東近江市、日野町

その他（0%）：近江八幡市、米原市、竜王町、
愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

○ 地域区分設定に係る「複数隣接ルール」については「4級地以上の差」が要件のため、近江八幡市、竜王町、米原市、多賀町は適用されず、地域バランスを考慮した地域区分の引き上げが行えず、人材確保等に影響。



担当：健康医療福祉部医療福祉推進課企画係／介護・福祉人材確保係
TEL 077-528-3520／077-528-3597

滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

- 自然と都市が調和した滋賀の魅力を向上を図るため、コロナ禍で価値が再認識された公園の充実、および安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指す。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、国土交通省

(1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進

- 5か年加速化対策を活用し、防災公園や街路整備を確実に推進するための支援

(2) 更なる魅力向上のための公園再整備への重点支援

- 湖岸緑地などの公園のポテンシャルを活かし、魅力と価値を向上させる公園再整備への重点支援

(3) 都市公園安全・安心対策事業の延伸・拡充

- 災害が激甚化・頻発化しており、公園の安全性を高める必要があるため、事業期間を延伸するとともに、暴風対策を事業対象に追加

2. 提案・要望の理由

(1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進

- 広域拠点となる防災公園や都市の骨格を形成する街路等の都市計画事業を計画的に進めるため、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の継続的・安定的な措置が必要。

(2) 更なる魅力向上のための公園再整備への重点支援

- 豊かな自然を楽しみ、心身のリフレッシュができ「こころの健康」に資する公園は、高い価値と魅力がある。本県では、公園種別に関わらない“しがの公園”として、今年度から全庁的に魅力向上施策に取り組むこととしている。
- なかでも都市公園はその中核であり、ポテンシャルを最大限引き出して魅力を高める湖岸緑地の再整備に対し支援が必要。

(3) 都市公園安全・安心対策事業の延伸・拡充

- 大雨や暴風等の災害が激甚化・頻発化するとともに施設の老朽化が進んでいる。
- 要対策箇所が引き続き発生しているため、都市公園安全・安心対策事業の事業期間の延伸（現行令和5年度まで）や暴風対策の事業対象への追加が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 安全・安心に資する都市計画事業の推進

【広域防災拠点となる金亀公園】



【都市の骨格を形成する原松原線】



令和7年国スポ・障スポ大会の会場となる公園や街路の整備への重点支援を！

(2) 更なる魅力向上のための公園再整備への重点支援



湖岸緑地の利用状況

- ・湖岸緑地は景観に優れ、公園としてのポテンシャルが高い
- ・コロナ禍を契機とし、屋外レクリエーションのニーズが高まり、ビワイチ人気とともに県内外からの利用者が増加
- ・電気・上下水道などのインフラ設備やトイレ等が不足している

魅力と価値を向上させる公園施設の再整備への重点支援を！

(3) 都市公園安全・安心対策事業の延伸・拡充

公園施設の老朽化が進むなか、継続的かつ計画的な施設点検が必要

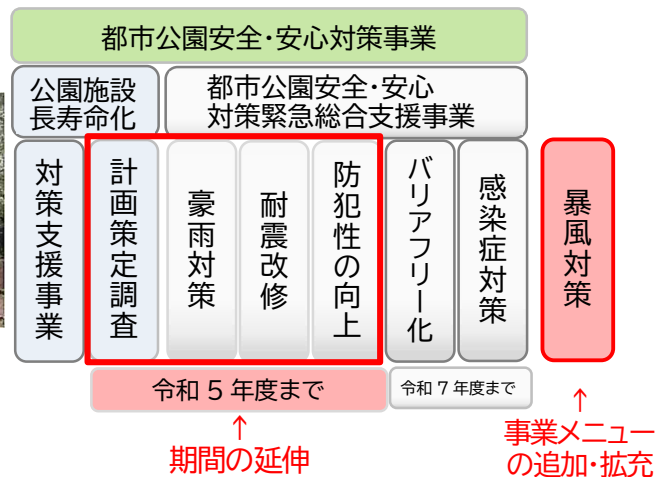
公園内の浸水や、暴風等により老朽木が園路や隣接道路へ倒れるなど、災害に対して脆弱な状況

- ・公園施設長寿命化計画策定調査の事業期間の延伸を！
- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の事業期間の延伸と、暴風対策として、老朽木や沿道の樹木の更新等を実施する事業メニューの追加を！



大雨による浸水
(豪雨対策)

台風による倒木
(暴風対策)



担当：土木交通部 都市計画課 都市計画係 TEL 077-528-4182



国スポ・全国障害者スポーツ大会の 見直しおよび開催に向けた支援の充実

- 滋賀をスポーツで元気にするとともにすべての人がともに支え合う共生社会を実現
- 滋賀の未来に負担を残さない大会を実現

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】財務省、文部科学省

(1) 開催準備に係る財政的支援

- ますます需要が高まっている健康増進やスポーツの普及に資する大会として、十分な会場整備や大会運営を実現する上で、現下の物価高騰等の外的要因による開催経費の増嵩を緩和するべく、地方スポーツ振興費補助金を増額すること。

(2) 持続可能な大会運営に向けた支援

- 両大会の開催準備・運営に関する諸業務については、統括団体等（日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会、中央競技団体）が定める要領、ガイドライン等に基づき開催県が進めているが、さらに簡素化、業務の効率化が図られるよう、国におかれては、弾力的な運用について統括団体等に助言を行うこと。
- 日本スポーツ協会で行われている「3巡目国スポのあり方検討」について、都道府県の意見が答申に反映されるよう、国としても積極的な支援を行うこと。

2. 提案・要望の理由

(1) 開催準備に係る財政的支援

- 長期化するコロナ対策と人手不足、さらには原油価格・物価高騰等により開催に要するコストは増嵩傾向にある。特に、2025年は万博開催とも重なることから、持続可能な運営と経費抑制に向けて両大会の簡素化、業務の効率化に、より一層取り組む必要がある。

(2) 持続可能な大会運営に向けた支援

- 開催準備・運營業務について、記録業務のデジタル化、受付申込業務の手続きの簡素化、競技用具整備ガイドラインの見直し等、簡素化、業務の効率化が図られるよう、統括団体等と連携・協力した取組をお願いしたい。
- 「3巡目国スポのあり方検討」については、これまで都道府県に対するアンケート調査と当該報告書の公表があったところだが、大会を開催する都道府県の意見が十分反映されるよう、検討の場・時期の設定も含め、協会・団体と自治体とのコミュニケーションの促進に向けた国の積極的な支援をお願いしたい。

(本県の取組状況と課題)

(2) 持続可能な大会運営に向けた支援

① 持続可能な仕組みづくり

【見直したい事例】

記録業務、申込受付業務

・記録業務は日本スポーツ協会指定の「国体記録システム」により行われているところであるが、競技会場から記録本部へのデータ送信はFAXが使用され、記録本部においても紙ベースでの作業が見受けられる。デジタル化の検討も含めた総合的な業務コストの削減など、後催県の意見も踏まえた持続可能な仕組みへと改善していくべきと考える。

・申込受付業務は日本スポーツ協会所管の「国民体育大会参加申込システム」により行われるが、申込データの点検等を中央競技団体・開催県・会場地市町村の3者がそれぞれ行っており、確認項目や役割分担の見直し等による効率化を図るべきと考える。



記録業務の作業の様子

競技用具の整備

馬術競技の六段障害飛越のような特別な競技大会において整備が求められる競技用具や、サッカーゴールについても独自のガイドラインにより、他の全国規模の大会で使用しているものが使用できない事例があることから、「持続可能なスポーツ大会」を目指す上でも、中央競技団体による競技用具の整備、貸出しの仕組みづくりやガイドラインの弾力的運用について自治体とともに検討すべきと考える。



馬術競技の六段障害飛越

② 3巡目国スポのあり方検討

令和4年に公表された『3巡目 国スポ在り方に関するアンケート調査 報告書』では、大会の理念への意見だけでなく、費用の多くを負担する自治体の運営や地域住民の理解など、「持続可能なスポーツ大会」とする上でも重要な意見が見受けられたところ。

今後、あり方検討を進めていく上で、各開催県に対する検討状況の情報共有や検討の場への参画機会の拡充、そしてこれらを促すため、国からも積極的な後押しを頂きたい。

担当：文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会局 総務企画室 企画係 TEL：077-528-3333



彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- ▶ 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、本県の文化財の魅力を広く発信する
- ▶ 彦根城のさらなる価値の探求や県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の保存管理をより確実なものとし、早期の世界遺産登録実現のため、推薦書作成の加速に向けた支援の継続
- 世界遺産登録へのルール変更などが予定されていることから、適切な情報の共有など、国と県の連携の一層の連携強化と、国としての彦根城世界遺産登録の着実な推進

2. 提案・要望の理由

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過した。
- 滋賀県と彦根市は、令和6年の登録実現を目標に、体制を整え、必要な作業を進めていたが、ユネスコ世界遺産委員会の中止や、国による「佐渡島の金山」の再推薦の決定などにより、その目標は達成できなかった。
- 令和5年からは、任意での事前審査制度の試行が始まる（令和6年からは一部義務化）など、世界遺産登録のルール変更も予定されている。新しいルールに確実に対応するためにも、より緊密な情報共有など、一層の国の支援が必要になる。
- ユネスコへの推薦書暫定版および推薦書の提出以降は、イコモスの現地調査や審査、ユネスコ世界遺産委員会の対応など、国と県が密接に連携して対応すべき事案が増加することから、国としても登録に向けた取組を更に強化していただきたい。



(本県の取組状況)

① 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年の日本の世界遺産条約批准と同時に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、国によって世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書および覚書を締結し、令和6年の登録実現を目標に、協働して作業を進めることを確認し、両者連名で、彦根城世界遺産登録推薦書(素案)を文化庁に提出した。
- 令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書(素案)の改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、彦根城の顕著な普遍的価値が世界的にも認められることを確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、機運醸成のための啓発・広報活動等を行う「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。
- 令和4年7月28日に、国として令和4年度は「佐渡島の金山」を改めて推薦することが明らかにされ、令和6年度を目標としていた彦根城の世界遺産登録の実現は、少なくとも1年以上遅れることとなった。
- 滋賀県と彦根市は、引き続き早期の登録実現を目指し、国の支援の下、学術会議や国際会議、シンポジウムなどを積極的に開催し、さらなる価値の探求や、県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化など、一層の取組を進める。



② 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成し維持した江戸時代における統治の在り方を示す地域政治拠点であり、その統治の特徴を証明する、遺跡(城郭)の典型・代表例として世界的な価値がある。

③ 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和5年度 国内推薦の決定 推薦書をユネスコに提出
- 令和6年度 イコモスの現地視察
- 令和7年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL：077-528-4682



「知る・守る・活かす」 文化財の保存継承に向けた取組への支援

- ▶ 本県は、全国有数の文化財保有県であり、本県の文化財を次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する種々の取組を着実に推進する

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

文化財補助事業の拡充

- 文化財所有者等が行う文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業に係る予算の確保を図ること



2. 提案・要望の理由

- 少子高齢化や過疎化、昨今の物価高騰などを背景に、所有者等による文化財の維持管理や保存修理・整備、防災施設整備等に要する費用負担が困難になっている中で、文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業に係る予算確保が必要。



- 特別史跡安土城跡調査整備事業については、新たに20年計画で実施することになったので、その着実な推進のため、継続的な支援と予算確保が必要。



(本県の取組状況と課題)

【安土城跡】

- 令和3年度・4年度に策定した「特別史跡安土城跡整備基本計画」に基づき、新たに「令和の調査・整備事業」として令和5年度から令和24年度までの20年計画で特別史跡安土城跡調査整備事業を開始。(滋賀県)



特別史跡安土城跡整備基本計画より

【史跡・名勝】

- 史跡日吉神社境内や史跡永原御殿跡、名勝胡宮神社社務所庭園等の所有者等が、史跡等の適切な保存を図るための保存修理や、文化財の価値を学びながら未来に継承し、その活用を図るための整備工事を実施。(日吉大社ほか9所有者等)



苗村神社楼門

【建造物】

- 国宝・重要文化財建造物を対象とした防災施設整備事業については、石山寺など5件が実施中のほか、新たに苗村神社など5件が計画済み。(石山寺ほか9所有者)

【指定文化財管理事業】

- 指定文化財の所有者等が行う防災設備保守点検や建造物の小修理、名勝庭園等の荒廃防止等の管理費を支援する取組を実施。(滋賀県)

【文化財保存活用地域計画】

- 市町の文化財保存活用地域計画の作成を支援し、認定数は全国第2位。8市町が地域計画に基づく様々な保存・活用事業の取組を実施。
(草津市ほか7市町)



石山寺本堂

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
管理係・建造物第一係・建造物第二係・記念物係
TEL：077-528-4670



性の多様性を認め合う社会の実現に向けて

- 性的指向等の実態を踏まえた施策を講じることで、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らすことができる滋賀の実現を目指す。

【提案・要望先】 内閣官房、法務省

1. 提案・要望内容

(1) 性の多様性に関する全国調査の実施

- 「当事者等への差別の事例」や「当事者が直面している困難」「国民の意識」等の実態を把握するための全国的な調査を実施すること

(2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

- 性的指向等に関する正しい理解の促進等について、国において、実効性のある施策を講じるとともに、地方に対する財政支援の拡充を図ること

2. 提案・要望の理由

(1) 性の多様性に関する全国調査の実施

- 性のあり方にかかる人権侵害が発生するなど、多様な性についての理解不足が課題。
- 適切かつ的確に施策を講じるため、当事者等への差別の実態等を早急に把握することが必要。
- この問題は、地域性があるものではなく全国的な課題であるため、国において調査を実施し、地方自治体とも情報共有することが必要。

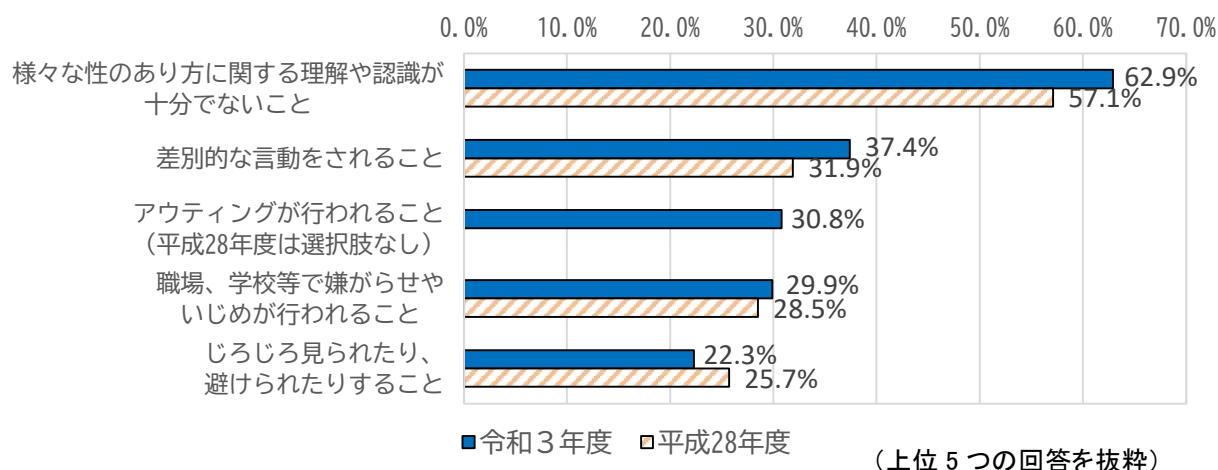
(2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

- 性的指向等に関する正しい理解の促進および当事者等が安心して暮らせる環境づくりの推進を図るため、国、地方をあげて情報発信や人権啓発を行う等の施策を講じることが必要。
- 地方においては、法務省「人権啓発活動地方委託事業」等により、更なる財政支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 性の多様性に関する全国調査の実施

- 「人権に関する県民意識調査」(令和3年度実施)でのLGBT等に関して特に何が問題であるか、の問いに対して「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないこと」が最も高く、次いで「差別的な言動をされること」、「本人の了解を得ず、その人の性的指向や性自認を明らかにする行為(アウティング)が行われること」などの回答が多くある状況。



(2) 性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

- 滋賀県人権施策推進計画において、性的指向等を重要課題の一つに位置づけ、教育・啓発、相談・支援体制の充実に取り組んでいる。
 - ・ 県広報誌やテレビ、ラジオ広告、インターネット広告を通じて、LGBT等への理解の促進を図るための人権啓発を実施している。
 - ・ 男女共同参画センターでは、若い世代のリーダーを育成する事業「ジェンダー平等ミーティング」を実施。集まった若者たちが、ミーティングを通して考え、自ら「ALLY」バッジを作製するなど、多様な性への理解を深め、広げる活動を実施。
 - ・ 県内の相談機関で組織し、相談員の資質向上と連携を目的としている「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」にてLGBT等への理解と対応についての研修を実施。
- 県庁内においては、多様な性への理解・認識を深めるための職員研修を全職員に実施するとともに、県が県民に記入をお願いする申請書等において、業務上、不要な性別欄を削除するなど、申請書等の見直しを行った。
- 県議会では、「性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書」の提出が令和5年2月議会において可決された。
- 「多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし、活躍できる社会づくりを求める緊急共同声明」が令和5年2月20日に23県知事により発出された。



犯罪被害者等の支援

- 犯罪被害者等が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を推進する。

【提案要望先】 内閣府、国家公安委員会、警察庁

1. 提案・要望内容

(1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設

- 支援団体の安定的・継続的な事業実施、相談体制の充実および人材育成のため、新たな財政支援制度の創設

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の継続と必要額の確保

- “性暴力被害者のためのワンストップ支援センター”の継続かつ安定的な運営のため、財政支援制度の継続および必要額の確保
- 医療費等公費負担事業の交付金の補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げ

2. 提案・要望の理由

(1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設

- 犯罪被害者等への支援は安定的・継続的に実施する必要があるが、民間支援団体の財政的基盤は脆弱。相談件数は右肩上がり増加しており、支援活動を行う相談員の負担が増大する中で、質の高い支援を行うためには相談体制の充実が必要。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の継続と必要額の確保

- 相談支援件数が年々増加し、相談支援従事者の負担も増大していることから、“性暴力被害者のためのワンストップ支援センター”を 24 時間 365 日ホットライン体制にて安定して運営していくためには、財政支援制度の継続および必要額の確保が不可欠。
- 被害者の居住地および被害の発生地に関わらず支援していくとともに、各都道府県に医療費等公費負担を促すため、被害者相談支援運営・機能強化等事業と同様に交付金の補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設



○公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター（OVSC）は、犯罪被害者支援を行う県内唯一の民間支援団体。

○令和4年度の相談支援件数は2,030件。過去8年間で約3倍に増加。

○相談員の高齢化も進んでいるため、人材の確保と育成も課題。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の継続と必要額の確保

○「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」（通称^{サトコ}SATOCO）は、本県の“性暴力被害者のためのワンストップ支援センター”として医療機関、民間支援団体、警察、県の4者が連携した取組。

○医療機関において24時間365日、6名の専門看護師（^{セイン}SANE）が対応。医療的措置を行う場合もあるほか、捜査機関やOVSCと連携し総合的な支援を実施。



○SATOCOの令和4年度の相談支援件数は1,873件。過去8年間で約5倍も増加し、被害者の低年齢化や被害の深刻化も進んでいる。



担当：総合企画部県民活動生活課
消費生活・安全なまちづくり係 TEL 077-528-3414

再犯防止の推進

3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



- 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現

【提案・要望先】法務省

1. 提案・要望内容

(1) 犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導

- 犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果や知見の提供、アセスメント内容等の有機的な引継ぎ、各種指導プログラムの充実

(2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 地方公共団体における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するためのさらなる財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導

- 令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画においては、都道府県の役割のひとつとして、罪種・特性に応じた専門的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう努めることが求められたところ。
- 再犯を防止するためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性、犯罪をした者の背景にある事情等を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要。
- このため、矯正施設や保護観察所における指導の一層の充実と、都道府県において、刑事司法手続後も継続的な支援が実施できるよう、犯罪をした者等に対する専門的な指導・支援等に関する調査研究等の成果や知見の提供、アセスメント内容等の有機的な引継ぎ、各種指導プログラムの充実が必要。

(2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

- 本県では令和5年度に次期再犯防止推進計画の策定に向けた検討を行うこととしているところ。地方公共団体における再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するためにはさらなる財政支援が必要。

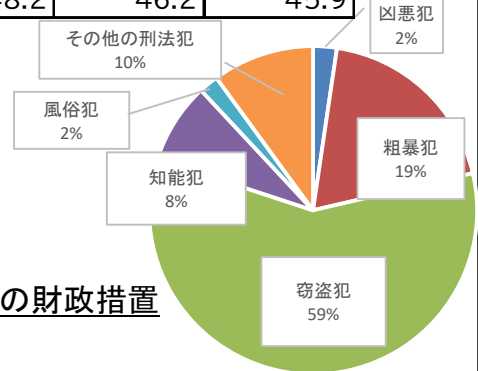
(本県の取組状況と課題)

(1) 犯罪をした者等の罪種・特性に応じた効果的な指導

- 本県における令和3年の刑法犯検挙総数 1,893 人のうち再犯者は 868 人となっており、再犯者率は 45.9%と高止まりしている。(全国 R3 : 48.6%)

年次	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯検挙総数(人)	2,060	1,952	1,736	1,807	1,893
再犯者(人)	1,008	973	836	834	868
再犯者率(%)	48.9	49.8	48.2	46.2	45.9

- 再犯者を罪種別に見ると最も多いものは「窃盗犯」で、全体の約 6 割、過去 3 年間ににおいても同様の傾向となっている。



(2) 再犯防止推進施策を継続的・安定的に実施するための財政措置

【本県における再犯防止の取組】

① 保健医療・福祉、就労、居住等の切れ目のない支援

3つの地域再犯防止推進モデル事業を継続実施

② 県と更生保護協力組織との連携強化

- 県独自の顕彰制度（知事感謝状）（R3～）
- 県民向けフォーラム開催（R3～）
- 保護観察終了者へのフォローアップ支援（R4～）

③ 市町における取組の促進

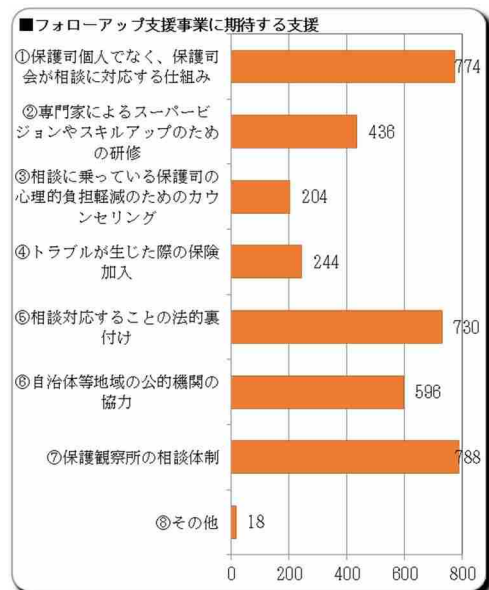
19市町中 15市町で再犯防止推進計画が策定済

④ 協力雇用主の増、幅広い業種からの登録促進

入札参加資格審査の優遇制度の拡充（R4～）

⑤ 更生保護に関する啓発活動

法務省、保護観察所と連携した啓発の実施



【令和元年5月、山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言】】



担当：
健康医療福祉部
健康福祉政策課
企画調整係
TEL 077-528-3519



障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- ▶ 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため一定規模の予算の確保

(2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 障害者支援施設から地域生活へ移行する際の重度障害者等の地域生活の体験や施設における緊急時対応等の取組に対する報酬の充実

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

(4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保および「移動支援事業」や「日中一時支援」の個別給付化の検討

2. 提案・要望の理由

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。

(2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 施設入所者の地域移行を促進するためには、グループホーム等の体験利用や入所施設における一定期間の空床確保等にかかる報酬の充実が必要。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成 28 年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていく必要。

(4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の 6 割程度にとどまっており、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保および特にニーズの高い移動支援事業等を安定した仕組みへしていくための検討が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度に施設整備補助に係る予算が大幅に減額。令和4年度以降も同程度であり「滋賀県障害者プラン2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移

約1/4

(単位：百万円)

	H31当初	R1補正	R2当初	R2補正	R3当初	R3補正	R4当初	R4補正	R5当初
国予算額	19,500	8,300	17,400	8,200	4,800	8,500	4,810	9,900	4,500
採択/協議	1/1	7/13	11/11	6/6	1/7	3/3	1/9	1/6	5件協議
内示率	100%	34%	100%	100%	14%	100%	22%	28%	-

○特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備事業に取り組む。

(2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

○長期間入所している重度障害者の地域移行を進めるためには、新たな環境への適応に向けて移行支援期間を十分に設けるとともに、地域生活に適応できなかった際の生活の場の保障として、障害者支援施設に一定期間空床を確保する必要があり、令和3年度から国の基準を上回る部分を補助するモデル事業を実施。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

○厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R4年度にかけて全国24か所で開催・オンライン開催1回)

○今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。

○共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。

(18道県で実施)



(4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績(県事業・市町事業計)

(単位：千円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
国庫所要額	1,050,730	1,122,004	1,159,235	1,204,387	1,241,613	1,256,081
国庫受入額	647,593	725,780	745,504	753,942	768,709	793,724
充足率	61.6%	64.7%	64.3%	62.6%	61.9%	63.2%

○特に移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の18%(R3実績)と最も高い割合を占める事業であり、個別給付化を求める声が市町からあがっている。

担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係 社会活動係 TEL 077-528-3540



高齢者の命・暮らしを守るための支援

- 安心して医療・介護サービスが利用できる環境を整備し、「健康しが」を推進する

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 高齢者施設と医療機関との連携強化による療養体制の充実

- 高齢者施設の配置医や協力医療機関等の機能強化、往診・訪問看護の充実、専門医療等が必要な場合における医療アクセスの確保など、診療報酬・介護報酬上のインセンティブ付与や財政支援を含めた仕組み、体制を構築すること

(2) 高齢者施設等における感染対策の支援充実

- 高齢者施設等における恒常的な感染対策に係る経費（衛生用品や抗原検査キットの購入費、人件費など）について、介護報酬において適切に措置すること

2. 提案・要望の理由

(1) 高齢者施設と医療機関との連携強化による療養体制の充実

- 令和5年5月8日以降のサービス提供体制確保事業について、感染対策等を行った上での施設内療養に係る経費補助の要件として求められる、①施設からの電話等による相談対応、②施設への往診、③入院要否判断や入院調整、といった医療機関との連携体制の確保は、これまでの協力医療機関等の機能を強化するものであり、恒久的な対策強化の観点から令和6年度介護保険制度改正に反映するとともに、介護報酬改定において適切に措置する必要。

- 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応については、今後の感染拡大も想定し、施設内での療養体制の充実を図るため、施設への訪問診療や訪問看護の導入、配置医や協力医療機関への報酬上のインセンティブ付与など、医療機関との連携強化に向けた更なる仕組みが必要。

(2) 高齢者施設等における感染対策の支援充実

- 重症化リスクの高い高齢者等への対応にあたっては、各施設における平時からの恒常的な感染対策が極めて重要であり、衛生用品の備蓄や抗原検査キットによる自主検査に要する経費、陽性者対応を行う職員手当などを令和6年度介護報酬改定において適切に措置する必要。

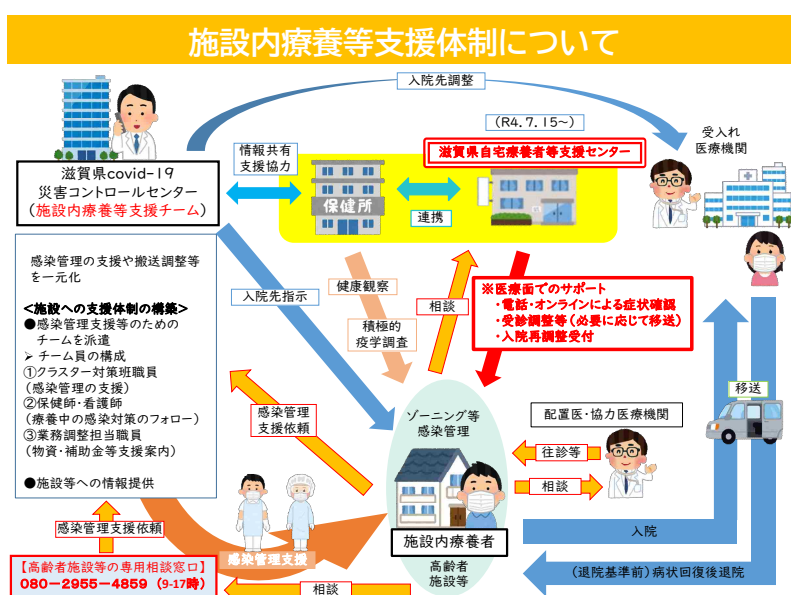
(本県の取組状況と課題)

(1) 高齢者施設と医療機関との連携強化による療養体制の充実

- 施設内療養を行う施設に対し、県クラスター対策チームとともに支援チームを結成して職員を派遣し、感染管理や業務継続等について、現場の状況に応じた助言等の実施
- 感染制御や業務継続に関する相談・調整を受け付ける専用相談電話を設置し、感染が発生した施設等からの相談に対応。
- 施設内療養が発生した施設の中には、配置医師や協力医療機関の協力が得られない施設や、看護職員の配置や派遣のない施設もあり、医療提供体制の支援が課題となっている。

◆令和4年度実績

クラスター発生数	442件
施設内療養等支援チームの派遣件数	223件



(2) 高齢者施設等における感染対策の支援充実

- 令和4年1月以降のオミクロン株による感染急拡大により高齢者施設入所者の施設内療養が増加したことに伴い、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し経費が増加している。

◆令和4年度サービス提供体制確保事業実績

施設内療養者	2,659人	事業費	767,919千円
--------	--------	-----	-----------

- 一方で、感染症発生時のサービス継続のためには、各事業所において、平時から、感染症対策研修の実施、感染対策の防護具等の備蓄、職員に対する検査実施による拡大防止が必要であり、こうした恒常的な感染症対策にかかる経費も感染対策強化に見合った報酬体系となるよう、臨時的な報酬改定などを含めた措置を早急に講じる必要がある。

担当：健康医療福祉部医療福祉推進課介護施設指導係／在宅介護指導係
TEL 077-528-3523

近江鉄道線の公有民営方式による上下分離に 対する総合的支援



- ▶ 将来にわたる近江鉄道線の安全かつ安定的な運行確保と複数自治体にまたがる地域鉄道再構築の全国のリーディングモデルを目指す。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の 創設

- 一般社団法人近江鉄道線管理機構の鉄道資産の取得、保有等に係る非課税措置
- 近江鉄道株式会社の土地の無償譲渡および利益還元(寄附)に係る非課税措置

(2) 近江鉄道線の施設設備整備事業および利便性向上策等に係る 国庫補助事業の優先採択と支援拡充

- 施設設備整備事業および利便性向上策等に係る国庫補助金等の優先採択
- 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の柔軟な制度運用
- 施設設備整備に係る補助対象経費の拡大（修繕費等）

2. 提案・要望の理由

(1) 公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の創設

- 第三種鉄道事業者が鉄道用地を直接保有し沿線自治体と協働連携して駅周辺および鉄道沿線の土地を自由かつ有効に利活用することで、駅を中心としたまちづくりの促進と沿線地域のにぎわいと活性化を図ることができる。
- 県および沿線市町が設立手続きや事務効率面等を考慮し第三種鉄道事業者となる「一般社団法人」を設立したが地方公共団体ではないため第二種鉄道事業者に多額の税負担が生じること。
- 第三種鉄道事業者が第二種鉄道事業者から事業利益の還元を受けることで、第三種鉄道事業者が実施する施設設備整備等に要する財源を確保しやすくなる。
- 今後複数の自治体間にまたがるローカル鉄道等の再編や見直しが進む中、税制面に拘束されずそれぞれの実情に応じた組織形態を選択できるしくみを整えることは、全国における鉄道事業再構築の推進にも大きく寄与すること。

(2) 施設設備整備および利便性向上策等に係る国庫補助事業の優先採択と支援拡充

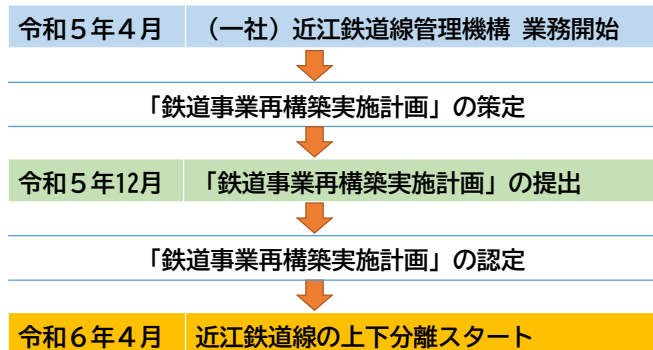
- 近江鉄道線は開業後 125 年が経過しており、今後施設設備の更新、修繕に係る費用の更なる増大が見込まれるだけでなく、利用者拡大に向けて鉄道利用者等に対する利便性やサービス向上のための新たな設備投資等を行う必要があること。
- 沿線自治体は施設設備整備費だけでなく第三種鉄道事業者の運営経費（安全統括管理者や事務局職員の人件費および資産保有に係る税負担等）など多大な財政負担が見込まれ、将来にわたり鉄道を持続的かつ安定的に運行していくためには財政負担の軽減が必要であること。

(本県の取組状況と課題)

(1) 公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の創設

ア. 主なスケジュール

- 令和5年度は県および沿線市町、近江鉄道線管理機構および近江鉄道株式会社を中心となり「鉄道事業再構築実施計画」を策定する。
- 第三種鉄道事業者は輸送の安全確保に係る規程類の制定など必要な準備を進める。



イ. 鉄道資産の譲渡や利益還元(寄附)等に係る課税の流れ

各段階においてさまざまな税が課税される見込みであるが、特に土地の無償譲渡については近江鉄道(株)に係る法人税等(約10億円)が最大の障壁となっており、譲渡から保有までに係る税の特例措置をパッケージ化することが有効。

※表中の金額は課税見込み額

原因 対象	①寄附/譲渡	②登記	③取得	④保有
	近江鉄道に対する課税		近江鉄道線管理機構に対する課税	
利益	法人税等 約6000万円/年 ※利益が年2億円の場合			
土地	法人税等 約10億円 ※土地の時価が33億円の場合	登録免許税 約4700万円	不動産取得税 約7056万円	固定資産税 約2020万円/年 都市計画税 約230万円/年
建物		登録免許税 約460万円	不動産取得税 約928万円	固定資産税 約320万円/年 都市計画税 約50万円/年
構築物等				固定資産税 約7440万円/年

土地に係る特例措置のパッケージ化

(2) 近江鉄道線の施設設備整備事業および利便性向上策等に係る国庫補助事業の優先採択と支援拡充

上下分離後、第三種鉄道事業者(沿線自治体)は鉄道施設等の保有・管理に係る経費に加えて、近江鉄道線管理機構の運営経費も新たに負担することとなり、持続的、安定的に鉄道事業を運営するためにはハードとソフトの両面からの支援が必要。

鉄道施設等の保有に伴う費用			近江鉄道線管理機構の運営経費	
保守 管理	維持	諸経費	人件費	安全統括管理者および事務局職員 の人件費
	修繕	修繕費	人件費	
設備 投資	長寿命化	設備投資費	人件費	各種リース料、固定資産税等
	更新			
	新設			
R4-R5の 財政負担範囲		R6以降に加わる財政負担範囲		
担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室 TEL 077-528-3685				



鉄道ネットワークの維持・改善と鉄道駅の バリアフリー化の推進

- 本県の鉄道ネットワークの維持・改善および県北部地域の振興に向けた北陸新幹線開業効果の最大化を図るとともに、鉄道駅のバリアフリー化整備による利用者の利便性向上を目指す。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

- これまで経営分離された「並行在来線」には、整備新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線はない

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上

- 北陸・中京間の結節点である米原駅発着の新幹線の増便、敦賀・米原間のリレー快速の運行開始などにより、アクセスの向上を図ること

(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加

2. 提案・要望の理由

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認



例：九州新幹線
博多・八代間
は鹿児島本線
として存続

①これまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県で「並行在来線」の事例はない。

②大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上

- 北陸新幹線の敦賀開業の効果を広域に発現させ、中部圏地域（当県含む）の経済発展につなげるとともに、人口減少や高齢化に伴う課題を抱える県北部地域の振興に資するため、北陸～県北部地域～中京間のアクセスを向上する必要がある。

(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- JR湖西線ではすべての駅が高架に設置されているにもかかわらず、利用者数の基準を満たさない等により、19駅中7駅がバリアフリー未対応。更なる高齢化等に対応するためには、利用者数にかかわらず、エレベーター等の設置を積極的に推進することが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 北陸新幹線敦賀・大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

【同趣旨の要望】

- 関西広域連合「北陸新幹線（敦賀・大阪間）の早期開業に関する要望書」（R4.10）
- 近畿ブロック知事会「国土強靱化及び地方創生・生産性向上に資する高速交通インフラ整備の推進に関する提言」（R4.10）
 - ・ 「北陸新幹線の敦賀・大阪間の整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。」

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上

(敦賀開業時の課題)

北陸新幹線の金沢 - 敦賀間の運行本数は 48 往復/日と想定されているのに対し、敦賀～米原間は特急「しらさぎ」と各駅停車で計 24 往復/日、米原～名古屋間は東海道新幹線と特急「しらさぎ」で計 42 往復/日であり、輸送力に差異が発生。

(対策案)

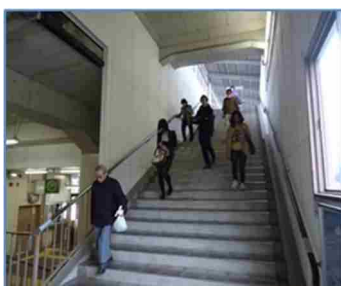
①特急「しらさぎ」を補完する「リレー快速」等の運行

②東海道新幹線「米原駅」停車本数の時間あたり 1 本増(2 本/時⇒3 本/時)

☆ 北陸新幹線の開業効果がより広域に発現し、中部圏経済の発展につながるよう、東海道新幹線米原駅の積極的な活用が必要。

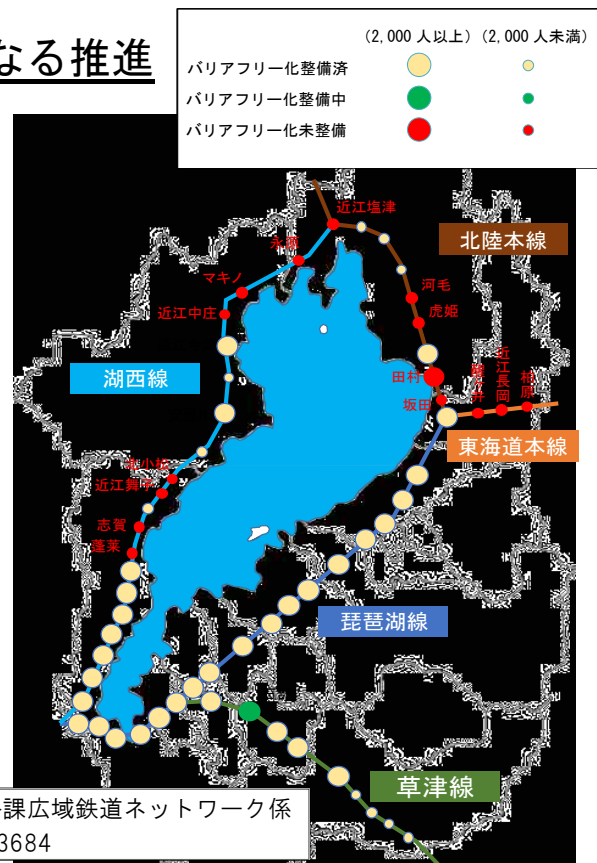
(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- 本県では、これまでから「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進しており、県内 JR 駅は、利用者数 3,000 人以上では全駅が整備済みまたは整備中、2,000 人以上 3,000 人未満では 3 駅中 2 駅が整備済み。
- 一方で、JR 湖西線では利用者数の基準を満たさない等により、高架駅にも関わらずバリアフリー未対応駅が存在。



JR 湖西線は全線が高架であり、ホームまで建物 3 階半に相当する長い階段を上る必要

担当：土木交通部交通戦略課広域鉄道ネットワーク係
TEL 077-528-3684



県土の発展と県民の安全・安心に資する 道路整備の推進

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



- 災害脆弱性とインフラ老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワーク構築を目指す。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 県土の発展を支える道路整備の推進

- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策による国土強靱化の推進
- 5か年対策プログラムで令和7年秋開通予定とされた直轄事業の早期供用
- 名神名阪連絡道路の調査への財政支援および計画の具体化に向けた一層の連携
- 「滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス」の計画段階評価の早期着手
- 国道8号彦根・東近江間バイパスの早期事業化
- 国道365号栃ノ木峠道路の直轄権限代行に向けた直轄調査の実施および早期事業化
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- 大雪時の円滑な交通確保に向けた情報発信
- 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換
- 「いのち」を守る道路環境の形成
- ナショナルサイクルルート「ビワイチ」の推進のため世界への発信機会の創出

2. 提案・要望の理由

(1) 県土の発展を支える道路整備の推進

- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の継続的・安定的な措置が必要。
- 激甚化・頻発化する災害に備えるとともに、人流・物流の円滑な移動を確保するため、令和7年秋開通予定箇所の日も早い供用が必要。
- 名神名阪連絡道路は、約30kmの高規格道路であり、重要物流道路の計画区間に指定されている。高速道路等の迂回や物流の定時性・安定性の確保のため、調査への財政支援およびルート帯の決定など計画の具体化に向け本県・三重県と一層の連携が必要。
- 「滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス」は、国道1号栗東水口道路等の供用後を見据え、調査やバイパス計画の策定を推進し、計画段階評価の早期着手が必要。
- 国道8号彦根・東近江間は、渋滞箇所や事故危険区間が存在しており、安定的な物流の確保や地域住民の安全確保のため、バイパスの早期事業化が必要。
- 国道365号栃ノ木峠道路は、脆弱な地質でのトンネル工事が想定され、国の技術力が不可欠なため、直轄権限代行に向けた直轄調査の実施および早期事業化が必要。
- 激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC-FORCE等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

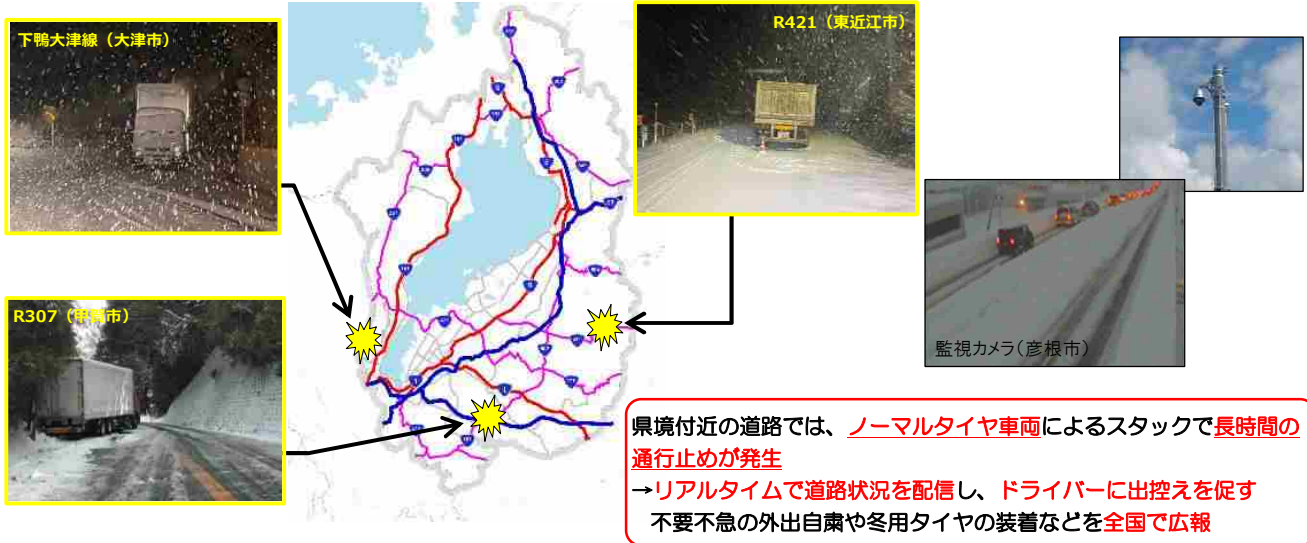
- 大雪時の円滑な交通確保に向けて、道路情報提供システムの改修や維持にかかる財政支援と、出控えなど国民の行動変容に向けた取組が必要。
- 道路インフラ施設の老朽化対策を加速化するため、道路メンテナンス事業補助による重点的かつ集中的な財政支援が必要。
- 交通安全対策補助は、令和3年度に実施した通学路合同点検で抽出された要対策箇所のみが対象となるため、対象範囲の拡大が必要。
- 世界に誇るナショナルサイクルルート「ビワイチ」の更なる地域ブランド化と国主導による情報発信の機会の創出が必要。

(本県の取組状況と課題)

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

○ 大雪時の円滑な交通確保に向けた情報発信

- 令和5年1月には、**例年降雪の少ない滋賀県南部地方で大雪**となったことから、県境付近の急な勾配の道路等で**ノーマルタイヤ車両等がスタック**し、長時間の通行止めが発生した。
- 大雪時は非常時であることを国民が理解し、積雪地への車両流入抑制や冬用タイヤの装着徹底等、国民の行動変容に向けた取組**が必要
- 積雪地への流入抑制を促すためには、**監視カメラ映像のリアルタイム配信**などにより、積雪状況を容易に把握できることが重要。監視カメラ等**システム改造費や維持管理費**について、**国の財政支援**が必要



○ 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換

- 適切な維持管理を行うため、**事後保全から予防保全への移行を早期に実施**し、修繕に必要な費用が集中しないよう計画的な維持管理を行うことが必要

橋梁修繕状況 (H26~R4) 【県管理橋梁：3,064 橋】

	Ⅲ判定	Ⅳ判定	計	措置完了	措置未完了
1巡目点検 (H26~H30)	191	1	192	167	25
2巡目点検 (R1~R4)	49	0	49	21	28
計	240	1	241	188	53

【9年間の実績】

- ①平均措置数 : 約 21 橋/年
- ②Ⅲ判定確認数 : 約 12 橋/年
- Ⅲ判定減少数 : 約 9 橋/年

判定区分Ⅲ・Ⅳの施設への老朽化対策を早期に完了し、**予防保全へ移行を加速化**するためには、**重点的かつ集中的な財政支援が継続して必要**



修繕 (塗装塗替) 状況
【米原跨線橋】

担当：土木交通部道路保全課 防災保全係 TEL 077-528-4133

(本県の取組状況と課題)

○ 「いのち」を守る道路環境の形成

- 交通安全対策補助の対象範囲を今後の通学路合同点検（未就学児の移動経路および中学校の通学路も含め）で抽出される箇所も含むよう、**制度拡充**が必要
- 車の速度抑制対策が推進できるよう**地区内連携事業**に対する財政支援が引き続き必要

安全対策の制度拡充



継続的な通学路点検で、**新たな要対策箇所を抽出**

○ ナショナルサイクルルート「ビワイチ」の推進のため世界への発信機会の創出

- 「ビワイチ」低速コースの整備が令和4年度完了
- 今後も、「ビワイチ」ブランドの向上と、自転車専用通行帯としての規制に向け、**自転車通行帯を連続的に整備**するための財政支援が必要
- 全世界に向けて日本の自転車ツーリズムの魅力を発信できるよう、**ALL JAPANの情報発信**が必要

自転車通行帯の整備支援

【県管理道路】

- 低速コース 99km 整備完了
- 上級コース **整備予定：16km**（～R8 年度目標）



- 自転車歩行者専用道路（低速コース）
- 車道混在（低速コース）
- 公園内道路（低速コース）
- 自転車通行帯（上級者コース）整備済
- 自転車通行帯（上級者コース）計画



情報発信の支援



出典：オーストリア大使館 HP

住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進



- 激甚化・頻発化する水害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から治水施策を推進する

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

(1) 事前防災対策の計画的な実施

- 5か年加速化対策のための治水予算の確保
- 流域治水型河川整備のための予算の確保
- 緊急浚渫推進事業の期間延長

(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム・瀬田川（鹿跳溪谷）改修）などの推進
- 天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(3) 丹生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進

- ダム中止に伴う追加的事業の令和8年度完了のための国の継続的な支援
- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた国の責任ある関与

(4) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 県指定洪水予報河川の洪水予測の高度化

2. 提案・要望の理由

(1) 事前防災対策の計画的な実施

- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策について、残る期間の確実な予算措置、加速化対策後においても必要な予算・財源の継続的・安定的な措置が必要
- 当県が取り組んできた「川の中」と「川の外」の対策は、国施策の「流域治水型の河川整備」に合致している。それらの施策にも確実な予算措置が必要
- 激甚化・頻発化する豪雨により、土砂や樹木等の流出も多くなっており、今後も継続的な対策が求められていることから緊急浚渫推進事業の期間延長が必要

(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 琵琶湖周辺の浸水被害を軽減・回避するため、環境や景観の保全等に配慮しながら、大戸川ダム、瀬田川（鹿跳溪谷）などの事業推進が必要
- 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴い放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討が必要
- 淀川水系の治水対策を推進し、激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC-FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実・強化や災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要

(3) 丹生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進

- ダム中止に伴う追加的事業を令和8年度までに完了させるためには、災害復旧工事と合わせた効率的な施工に向け、国の継続的な支援が必要
- 水源地域の振興のため、地域整備に必要な予算措置や交付金配分額の拡大など、中止を決定した国の責任ある関与が必要

(4) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 水防法等の改正に伴い、国の予測情報を警戒避難体制などへ有効活用するためには、県の情報システム改修が必要となるため、それに係る財政支援が必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 事前防災対策の計画的な実施

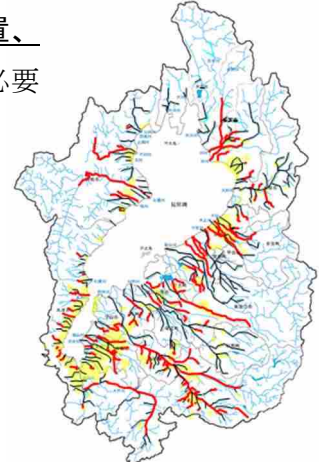
○ 5 か年加速化対策のための治水予算の確保

- ・住民のいのちと暮らしを守るため、残る期間の確実な予算措置、
加速化対策後も必要な予算・財源の継続的・安定的な措置が必要

○ 流域治水型河川整備のための予算確保

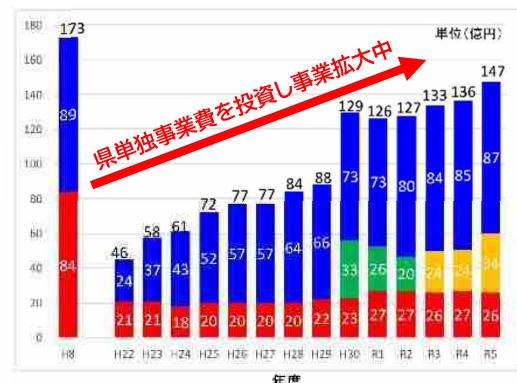
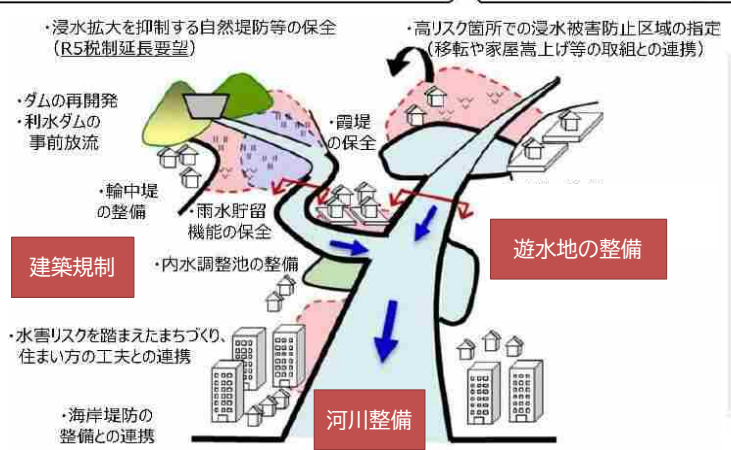
- ・当県では、これまで災害危険区域の指定や建築規制を行うとともに、河川整備を基幹的な対策として位置付け、
単独費を大幅に増やしながら積極的に取り組んできた
- ・流域治水条例制定 10 年の蓄積を踏まえ、
国が進める流域治水に積極的に取り組むこととしており、
河川整備に対して、予算の重点配分が必要

天井川が全国最多の 81 河川。
10 年に 1 度の降雨により市
街地に氾濫がおよぶ河川が
120 河川存在。



— : 1/10の洪水に対応できている河川
— : 1/10の洪水に対応できていない河川
■ : 市街地

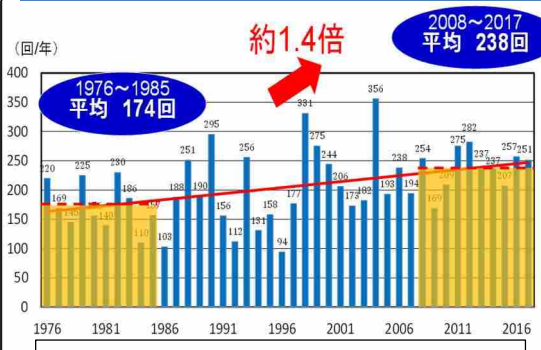
水災害の危険性が高い地域の河川は特定都市河川の指定を推進 水系全体での河川整備の加速化



○ 緊急浚渫推進事業の期間延長 (地方債制度)

- ・近年の激甚化・頻発化する豪雨により、土砂や樹木等の流出が増えていることから、維持管理の必要性が一層高まり、市町等の要望も増加している
- ・緊急浚渫推進事業債を活用し、計画的に浚渫や樹木等の伐採を進めている
- ・今後、更に激化することが懸念される中、豪雨に伴う土砂の流出等、継続的に対策が必要となることから緊急浚渫推進事業 (地方債制度) の期間延長が必要

1 時間降雨量 50 mm 以上の年間発生回数 (アメダス 1,000 地点あたり)



出典：国土交通省「第 3 回大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」資料より抜粋



豪雨の頻度増 ⇒ 土砂流出の増加

担当：土木交通部流域政策局 河川・港湾室
TEL 077-528-4157

(本県の取組状況と課題)

(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム・瀬田川（鹿跳溪谷）改修）の推進
- 天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- 社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進

現状

琵琶湖沿岸では、洪水時の水位上昇により宅地や農地の浸水被害が発生

平成 30 年 西日本豪雨：最高水位：BSL+77cm



対策

後期放流対策の2事業（天ヶ瀬ダム、宇治川）および瀬田川（関津地区）改修が完成し、事業効果の更なる発現に向け、瀬田川（鹿跳溪谷）改修が必要

自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮した上で、改修工事の早期着手を！



天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討を！

瀬田川（関津地区）改修
(令和3年度完了)

瀬田川（鹿跳溪谷）改修



天ヶ瀬ダム

天ヶ瀬ダム再開発事業
(令和4年度完了)

大戸川ダム建設事業

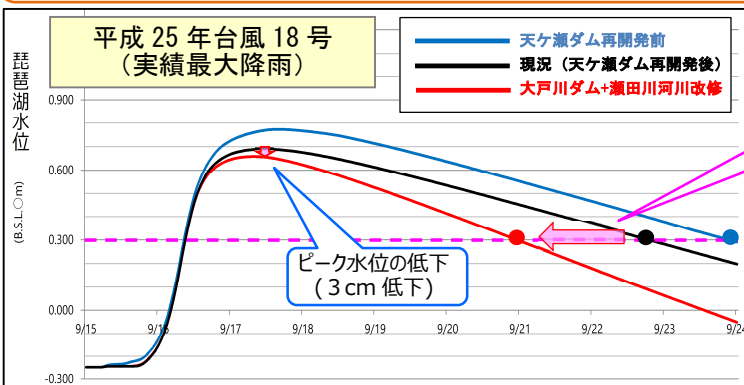


- ・環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査等を実施の上、本体工事の早期着手を！
- ・付替県道大津信楽線との高低差解消のため県道栗東信楽線の早期着手を！

宇治川（塔の島）改修
(平成30年度完了)

予想される効果

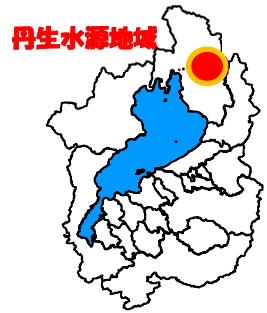
天ヶ瀬ダム再開発が令和4年度に完了し、大戸川ダム建設事業、瀬田川の改修を行うことで、琵琶湖の水位をより速やかに低下させ、沿岸部の浸水被害を軽減！



担当：土木交通部流域政策局
広域河川政策室
TEL 077-528-4274
水源地域対策室
TEL 077-528-4171

(本県の取組状況と課題)

(3) 丹生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進



○ダム中止に伴う追加的事業の令和8年度完了のための国の継続的な支援

- ・令和8年度までに追加的事業であるなかのかわちきのもと 県道中河内木之本線の整備を完了させるためには、令和4年8月豪雨による災害復旧工事と併せた効率的な施工に向け、国の継続的な支援が必要

○丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた国の責任ある関与

- ・余呉地域振興策の実現に向けた確実な予算措置および追加的事業完了後の国・県・市による支援体制が必要
- ・県が引き受けたダム事業予定地にある人工林は、豪雨発生時に流出の恐れがあるため、伐採等の措置が必要
- ・ダム中止に伴う地域整備実施計画に位置付けている市道の改築に必要な社会資本整備総合交付金の重点配分が必要



県道中河内木之本線

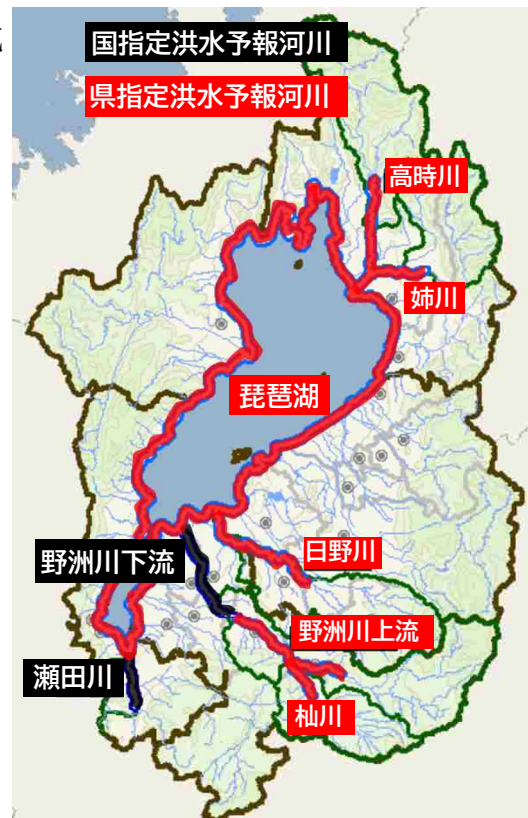


人工林

(4) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

○県指定洪水予報河川の洪水予測の高度化

- ・国が瀬田川および野洲川(下流)の計2河川、県は琵琶湖、野洲川(上流)など、計6河川を洪水予報河川に指定し、気象庁と共同で洪水予報を実施
- ・気象業務法および水防法の改正に伴い、国の洪水予測情報の県への提供が可能となるため、予測精度の高度化に期待
- ・県や市町等が国の予測情報を警戒避難体制などへ有効活用を図るためには、県の情報システム改修が必要となるため、それに係る財政支援が必要



担当：土木交通部 流域政策局

流域治水政策室 TEL 077-528-4152

水源地域対策室 TEL 077-528-4171

- 激甚化・頻発化する土砂災害から滋賀県民のいのちと暮らしを守るため、被害を防止・軽減させる事前防災対策を計画的に推進する。

【提案・要望先】 総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 事前防災対策の推進

- 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(2) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準の緩和と財政支援

(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 継続的に実施しなければならない基礎調査事業への財政支援の拡大

2. 提案・要望の理由

(1) 事前防災対策の推進

- 災害からいのちを守り、地域の社会活動や経済活動における被害を最小化する土砂災害対策を強力かつ計画的に推進するため、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における確実な予算の措置、さらに5か年加速化対策後においても必要な予算・財源の継続的・安定的な措置が必要。
- 激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC - FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

(2) 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）における補助採択基準の緩和と財政支援

- 土砂災害特別警戒区域は、深刻な被害が発生するおそれが高く、これらの地域を集中的に対策し効果的に人的被害を防ぐため、保全人家戸数に係る補助採択基準の緩和と財政支援が必要。

(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査については、概ね5年に一度繰り返し実施していく必要があり、継続的な予算確保が必要となるが、起債充当の対象事業でなく、事業費確保が課題であり、地方財政措置や補助率の嵩上げなど更なる財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 事前防災対策の推進

- 令和2年度から事業の前倒し補正予算を含め5か年加速化対策事業を推進しているところ。

【施設効果事例】後谷川砂防堰堤

令和4年8月豪雨による土砂流出



平成13年8月完成



砂防堰堤で土砂及び流木を捕捉



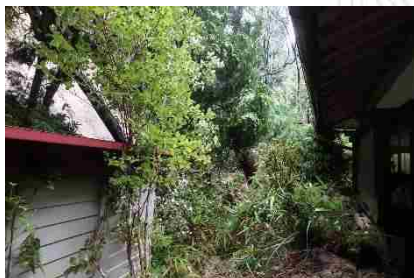
下流地区

後谷川砂防堰堤

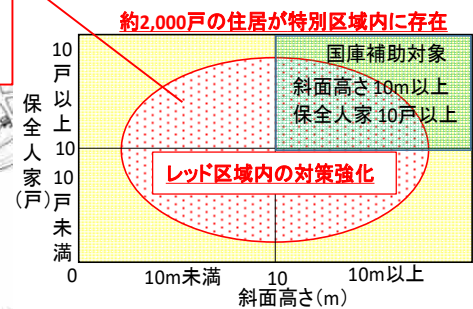
(2) 土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

- 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件（保全人家10戸以上かつ斜面高が10m以上）の対象外箇所では対策が遅れており、特別警戒区域内の人家が被災し人的被害の発生事例もある。
- 特別警戒区域内の保全人家の換算方法の見直し等、採択要件の緩和により、従来有効な対策が取れなかった箇所においても事前防災対策を推進し、土砂災害による人的被害を無くすことが必要。

令和2年6月にも保全人家2戸の特別警戒区域でがけ崩れ発生



特別警戒区域内
保全人家換算方法の
見直し等で対策強化



(3) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

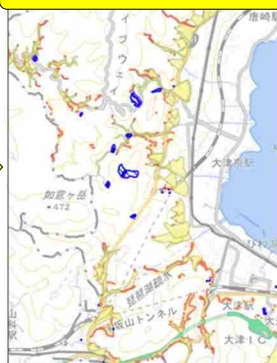
- 土砂災害防止法により概ね5年に一度繰り返し基礎調査を実施する必要がある。
- 指針改定により、2巡目の基礎調査に併せ、詳細な地形図を用いリスク箇所の抽出を行うことから、リスク箇所の増加が見込まれるため、継続的な予算確保に課題がある。
- 基礎調査を継続して、区域指定の作業を進めていくためには、地方財政措置や補助率拡大が必要である。

指針改定前区域指定状況



既指定区域

高精度地形情報による抽出



新規抽出箇所

詳細な地形図を用いて抽出業務を実施した区域において、新たなリスク箇所が抽出された。今後、県内で抽出業務が進むにつれ、リスク箇所が増加する見込み。

基礎調査事業費



地方財政措置・補助率の
嵩上げが必要

担当：土木交通部砂防課土砂災害防止係
TEL 077-528-4192

都市計画と連動した住宅政策の推進

- 低密度化が進行している都市構造から持続可能な「拠点連携型都市構造」への転換を図る
- 長期的に使用が想定される住宅立地と持続可能なまちづくりを整合的に進める

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

「拠点連携型都市構造」の実現および住宅総量の抑制に資する支援制度の見直し

- Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の新築に対する住宅補助制度において、居住誘導区域や駅周辺など拠点エリアへの誘導を図るためのインセンティブの付与
- 旧耐震基準住宅をZ E H等に建て替える場合の除却費用の支援

2. 提案・要望の理由

- 当県では、様々なサービス機能が集積した多様な拠点へ居住の誘導を図り、それらを公共交通サービスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指しているところであり、この取組は国のコンパクト・プラス・ネットワークの考え方とも整合するもの。
- また、県全域における空き家の発生予防の観点から、既存住宅の改修・建替を促進し、住宅総量を抑制することが重要となっている。
- 地域の多様な拠点エリア（駅周辺等）に質の高い住宅を誘導・集積しつつ、住宅総量の抑制を図るためには、国のZ E H等の新築に対する補助制度等においても、従前の性能要件に加えて、まちづくりとの整合の観点から、補助上限額の引上げや転居費用の補助等、居住誘導区域や駅周辺等の立地要件に着目したインセンティブの付与が必要。
- 加えて、その他の区域も含め、耐震性・省エネ性能が低い住宅の建替促進に資する支援が必要であり、具体的な支援として、空き家対策総合支援事業費補助金においてZ E H等への建替を伴う場合の旧耐震基準住宅の除却を補助対象に追加する等の要件緩和が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 低密度拡散型から持続可能で質の高い都市構造への転換

○ 人口減少社会の中で市街地の拡大や低密度化が進行

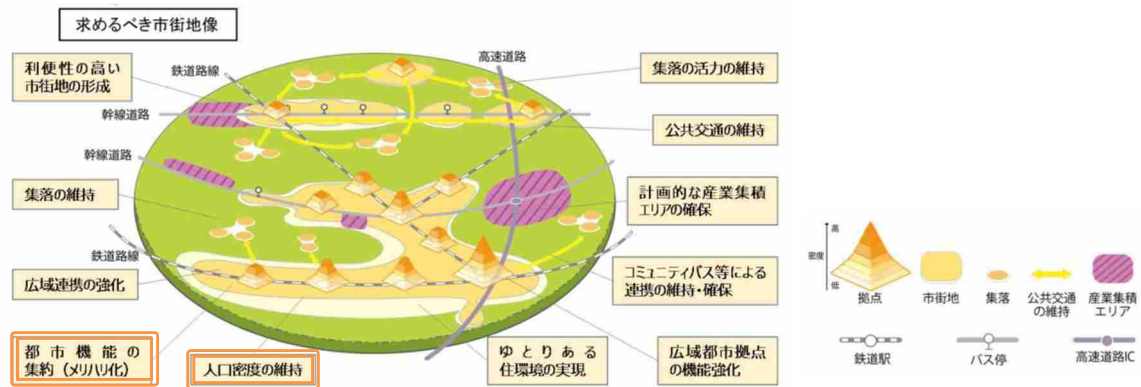


田園地帯の幹線道路周辺における宅地開発を伴う新築住宅着工



既成市街地や農村集落等において残存する空き家

○ 様々なサービス機能が集積した多様な拠点へ居住の誘導を図り、それらを公共交通サービスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指す【滋賀県都市計画基本方針(令和3年度策定)】



⇒ 居住を誘導する区域に ZEH などの質の高い住宅ストックを集積させ、長期にわたって既存住宅として流通させていく住宅政策が必要

(2) 住宅総数および世帯数の状況

○ 世帯数の増加以上に住宅総数が増加している中、令和12年には世帯減少局面へ転換するため、住宅過多が一層進行する見通し

滋賀県における住宅総数と世帯数の推移



出典：国土交通政策研究所「空地等の発生消滅の要因把握と新たな活用方策に関する調査研究」より一部改変

出典：住宅・土地統計調査、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」

⇒ 空き家の発生予防に向け、老朽住宅の建替促進が必要

担当：土木交通部 住宅課 企画係 ・ 都市計画課 都市計画係
TEL： 077-528-4235・4182



原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

- 本県は複数の原子力発電所のUPZを抱え、原子力発電所から最短で約13km
- 万一の原子力発電所の事故に備え、実効性ある多重防護体制の構築が不可欠

【提案・要望先】内閣府、経済産業省、原子力規制委員会

1. 提案・要望内容

(1) 緊急時対応の実効性の向上

- 令和4年度原子力総合防災訓練の検証に基づく緊急時対応の必要な修正と、広域避難にかかるJRや高速道路会社等との連携に基づく訓練の実施
- 甲状腺被ばく線量モニタリングに関し、住民への説明方法やその後の健康調査、データ管理のあり方について、マニュアル等の早期提示

(2) 原子力防災対策への支援

- 自治体が地域の特性を踏まえて住民の安全・安心のために実施する対策について、UPZ内外にかかわらず人件費も含めて適切な財源措置の仕組みの構築
- 自然災害との複合災害にも途絶しないような避難経路確保への積極的な支援

(3) 再稼働に係る原子力安全協定等の法定化・ルール化

- 地域により異なる原子力発電所の再稼働に係る手続等安全協定の内容の法定化
- 再稼働後の原発の周辺自治体における、住民生活・経済・社会等に及ぼす影響への対応や防災対策に必要な財政支援のためのルール整備

2. 提案・要望の理由

(1) 緊急時対応の実効性の向上

- 効率的な住民避難の実現を目指し、令和4年度原子力総合防災訓練では、国、自治体、実動組織等による一元的な広域交通機関の検討・調整の場の設定や防災DXの活用は有意義であったが、JRや高速道路会社等に参画を求める等、より実効性を高めていくことが必要。
- 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施には、住民や医療等協力機関の理解が重要となり、モニタリングの意義や、甲状腺被ばくのリスク、モニタリング結果の取扱い等について分かりやすく説明する必要がある。

(2) 原子力防災対策への支援

- 原子力発電所に対する県民の不安感を払しょくするには、県民の安全のみならず安心につながる防災対策が不可欠であり、これに対応する県・市町職員の人件費などに適切な財政措置の仕組みが必要。
- 大雪や地震等との複合災害時にも広域避難できる避難経路を確保することが必要。

(3) 再稼働等に係る手続や原子力安全協定の法定化・ルール化

- 原子力発電所からの距離等に応じた影響評価に基づく、自治体支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 緊急時対応の実効性の向上

○原子力防災訓練の実施（令和4年度）

- ・各要素に分けそれぞれの場面において訓練を実施
 1. 災害対策本部等運営訓練（写真①）
 2. 住民参加による一時移転等の実動訓練
長浜市・高島市同時開催（写真②）
 3. 緊急時モニタリング訓練（R4.11.24、25）

【課題】

- ・国、関係自治体、関係機関の連携強化による緊急時対応の実効性の向上
- ・原子力災害対策指針策定から10年が経過し、放射線防護資機材の更新や維持管理などの業務増大、甲状腺被ばく線量モニタリングの体制整備など新たな課題への対応



①災害対策本部等運営訓練
（R4.11.4、5）



②住民参加による実動訓練
（R4.11.6）



③県内全市町対象の避難者の受入研修
（R4.10.21）



④台風に伴う倒木により高島市朽木で道
路途絶（H30.9 台風21号）



⑤大雪により北陸道や国道8号で長時間
の滞留発生（R3.12）

(2) 原子力防災対策への支援

○原子力防災対策の推進

- ・資機材整備（測定器約1,100点、資機材管理システム登録約9,000点）
- ・専門職員（原子力職）の採用（H25～）
令和5年度から専門職員1名増員
- ・滋賀県原子力防災専門会議による助言
- ・県内全市町対象の避難者の受入研修（写真③）
- ・県全域でリスクコミュニケーション推進
令和4年度：出前講座、研修会等 25回 821名参加

【課題】

- ・原子力災害への県民の不安感が払拭されておらず、災害時も含めた正しい情報の提供体制の充実
- ・近年の激甚化、頻発化する自然災害との複合災害にも対応できる信頼性が高く、県民のみならず立地県からの避難者の利用も想定した避難経路の確保（写真④写真⑤）

(3) 再稼働等に係る原子力安全協定等の法定化・ルール化

○原子力事業者との情報共有体制強化

- ・県内全市町で構成する原子力安全対策連絡協議会で事業者の安全確保対策を共有
- ・県地域防災計画に原子力事業者との連携体制等を明記

【課題】

- ・原子力発電所の再稼働手続や安全協定の内容等の地域差
- ・「今後の原子力政策の方向性と行動指針」に基づく支援等再稼働に当たっての防災体制の拡充

担当：知事公室防災危機管理局原子力防災室

TEL 077-528-3445



陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化

- 地域の安全・安心の基盤を強化する
- 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応する

【提案・要望先】防衛省

1. 提案・要望内容

今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

- 各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など地域の安全・安心の確保および地域の活性化のため、中部方面隊内からの再配置を含め、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

2. 提案・要望の理由

- 今津駐屯地は、「防衛計画の大綱」（平成30年12月）等に基づき、令和5年度主力部隊である第10戦車大隊が廃止、規模縮減の予定。
- このような中、ロシアによるウクライナ侵略、特に原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、若狭地域に原子力発電所が立地していることから、原子力災害への備えをより一層強化すべき状況。
また、北朝鮮は、ミサイル発射を繰り返し急速に能力増強、一層重大かつ差し迫った脅威。
- 一方、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日）では、原子力発電所等の安全確保対策に関し、対処能力の向上を図ることが明記。
検討に際し、近畿東北部に位置する今津駐屯地の地理的環境も評価すべき。
- 今後の各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など地域の安全・安心の確保、さらには地域経済や地域コミュニティの活性化のため、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 今津駐屯地との緊密な連携

○ 各種事態、災害等への対応力の強化

- ・ 滋賀県国民保護共同図上訓練
- ・ 滋賀県原子力防災訓練
- ・ 滋賀県総合防災訓練



○ 災害派遣 (過去10年間)

	災害派遣名
1	H25.5 行方不明人員捜索(赤坂山)
2	H25.9 高島市宮野地区での救助活動(台風18号)
3	R2.4~5 新型コロナウイルス感染症に係る輸送支援等



(2) 県民の極めて高い関心を踏まえた要望活動

○ 滋賀県知事

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める要望書」

- ・ 防衛大臣宛 (平成30年11月28日)
- ・ 防衛省宛 (令和3年6月3日、令和4年5月17日)

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化を求める要望書」

- ・ 防衛省宛 (令和4年10月19日)

○ 滋賀県議会

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める意見書」

- ・ 内閣総理大臣、防衛大臣宛 (平成30年8月9日)

(3) 今津駐屯地の地域コミュニティへの深いかかわり

- ・ 自衛隊フェスタ 50・70in 滋賀高島
- ・ 地域行事支援等民生支援活動
- ・ 饗庭野演習場周辺地域連絡会 等



担当：知事公室防災危機管理局危機管理室
TEL 077-528-3441

時代の変化に対応する警察活動基盤整備の推進

関西圏における交通の要衝・ベッドタウンの安全と安心の確保が重要。厳しい犯罪情勢等に対処するための間隙を生まない警戒体制の強化を支援されたい。

【提案・要望先】 国家公安委員会、警察庁、総務省

1. 提案・要望内容

本県の治安情勢に的確に対応するために必要な警察官の増員

- 県民の安全と安心を確保するためにも、警察官の増員措置が必要不可欠

2. 提案・要望の理由

○ 県内の厳しい犯罪情勢

令和4年中の刑法犯認知件数は6,832件で、前年比17.5%増加
サイバー関係の相談受理件数、検挙件数が年々増加するなど、犯罪増加が顕著

○ 緊急に対処すべき課題が山積

- (1) 人身安全関連事案への警察の対応が急増する中、事態のエスカレートを未然に防止するため、専門性を有する警察官が早期介入する仕組みが不十分
- (2) DX化を推進する本県において、県民や県内事業者がサイバー犯罪やサイバー攻撃の被害者となるケースが増える中、サイバーセキュリティ対策を広く県民に周知するとともにサイバー犯罪捜査を迅速に行う充実した体制が不十分
- (3) 令和7年の国民スポーツ大会等における大規模警備や令和6年度以降の新名神高速道路の延伸等に伴う重大事故増加の懸念など対処すべき課題が切迫
- (4) 高齢者が事故当事者となる割合が年々増加し、多くの高齢者が被害者となる特殊詐欺の被害金額が高止まり傾向にあるなど、高齢者を取り巻く状況が深刻化

○ 県民の強い要望と極めて高い関心

毎年、各市町から警察官増員要望が寄せられ、県議会でも「警察官増員にかかる意見書」が数度にわたり採択されるなど、警察官増員を切望する県民の声が多数

○ 県規模と比較して少ない警察官定員

当県の警察官1人あたりの負担人口は614人（全国ワースト3位）で、「警察刷新に関する緊急提言」における基準（1人あたり500人程度）と大きく乖離
業務の効率化・高度化を進めてはいるが、1人あたりの110番受理件数も全国5位で、通常業務に人員を充てざるを得ない中、課題に対処する人員の捻出が困難

(本県の取組状況と課題)

警察活動の効率化・高度化の取組み

【捜査力強化緊急総合プラン】

柔軟かつ効率的な組織運用や捜査員育成によって捜査力の高度化・効率化を図るための指針

【交通安全対策強化プラン ～ + 7 (プラス・セブン) ～】

交通情勢の詳細な分析結果に基づき、従来の取組にプラスして具体的な事故要因に対処するための7つの方策(「道路環境」「安全教育」「交通取締り」「部外連携」等)を行うための指針

【サイバーセキュリティ消費者保護・経済安全保障推進ネットワーク強化戦略 ～コネクト・ファイブ～】

「消費者」「事業者」「教育研究機関」など5つの対象との連携(コネクト)を強化することで情報発信・情報収集・人材育成などのネットワークを構築し、サイバーセキュリティ対策を強化するための指針

【犯罪抑止対策緊急強化戦略 ～フォー・プリベンション～】

「犯罪分析強化」「情報発信」「部外連携」等4つの側面から更なる犯罪抑止を進めるための指針

県費による警察官の増員

- 様々な高度化・効率化の取組を進めているがこれらの対策が効果を現して**人員の捻出が可能となるには長い時間が必要**
- 本県における喫緊の課題が多数ある中、県規模に比べて少ない現在の人員(全国ワースト3位)で、**効果が現れるまで対処し続けることは困難**

県予算による警察官20人の増員

- 人身安全関連事案への体制強化 10人
3交替の導入による常時即応体制の整備
- サイバーセキュリティ対策の強化 5人
社会全体におけるセキュリティ対策強化
- 国スポ・障スポの警衛体制の強化 5人

加えて…

定年引上げに伴う“採用平準化(確保)のための特例措置”

定年引上げ期間において、新規採用が減少し警察力が低下することのないよう、当分の間、段階的な定員の上積み措置(最大**125人まで**) > 採用平準化+αの効果を期待

本県の取組を経ても残る課題

【新名神高速道路の延伸等に伴う体制整備】

- 約25kmの延伸
大津JCT～城陽JCT
 - 約33kmの6車線化
大津JCT～亀山西ICT
- [令和6年度以降供用]



【高止まりする特殊詐欺・深刻化する高齢者交通事故】

	R2	R3	R4		R2	R3	R4
被害件数(件)	88	104	132	交通事故発生件数	2,893	2,850	2,862
うち高齢者	60	74	98	高齢者事故件数	914	909	896
被害金額(万円)	約15,109	約14,146	約32,417	うち第一当事者	597	592	617
うち高齢者	約10,865	約9,778	約18,857				

警察官の定員は政令に拠ることが原則であるところ、県下の厳しい治安情勢や本県警察の体制を踏まえ、緊急的に県費による警察官増員を行ったが、県ごとの状況を踏まえた政令定員の設定が望まれる。

緊急的な県単独増員のみでは、根本的な解決は不可能

厳しい治安情勢に応じた警察官増員(政令基準の改正)が必要不可欠

担当：警察本部 警務部 警務課 企画係 TEL 077-522-1231

2050年CO₂ネットゼロに向けた取組の推進

- 2050年CO₂ネットゼロ（カーボン・ニュートラル）社会の実現に向け、地域における脱炭素化の促進と、再エネと地域との共生を図る。

【提案・要望先】環境省、経済産業省

1. 提案・要望内容

(1) 地域における脱炭素化の促進

- 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等、地方公共団体実行計画の実施に必要な予算額の確保・充実と柔軟な対応
- 温室効果ガスの排出量算出に必要なデータや再エネ電力の需給状況について、速やかに自治体別の統計データを提供する仕組みの整備

(2) 再生可能エネルギーと地域との共生

- 事業計画策定ガイドライン遵守に向けた事業者への指導徹底

2. 提案・要望の理由

(1) 地域における脱炭素化の促進

- 脱炭素地域づくりを目指す全ての意欲ある地域や主体を支援していくことが重要であることから、地域の実情に合わせた取組の継続的な支援が必要
- 2050年CO₂ネットゼロに向けて策定した地方公共団体実行計画の実現には、重点対策加速化事業等による国の財政支援が必要
- 併せて、公共施設における太陽光発電設備導入の最大化を図るため、PPA・リース以外による導入や自己託送を認める等の交付要件の緩和が必要
- 地方公共団体実行計画（区域施策編）で定める目標の実効性のある進捗管理に向けては、速やかな温室効果ガス排出量の算出に必要なデータの提供が必要
- 併せて、地域における再エネ導入量の正確な把握に向けて、自家消費分を含めた再エネ電力の需給状況のデータ整備が必要

(2) 再生可能エネルギーと地域との共生

- 再エネの発電設備の設置にあたって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等の問題が全国的に生じており、今般改正された再エネ特措置に基づいた事業者への指導の徹底が必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域における脱炭素化の促進

- 令和4年3月に全面改正した「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」において 2050年CO₂ネットゼロの目標を明記するとともに、同月に策定した「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」では、2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で「50%削減」という野心的な目標を設定
- 国の採択を受けて県内市町の脱炭素先行地域づくり事業が進む一方で、県が実施する重点対策加速化事業については、交付額が大幅に減額されたため、県施設におけるPPAによる太陽光発電設備の導入計画の見直しが必要

【地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の県内採択状況】

		提案タイトル	事業年度	総事業費	交付金
先行地域	湖南市	さりげない支えあいのまちづくり オール湖南で取り組む脱炭素化プロジェクト	R4-R9	3,695	2,463
	米原市	農山村の脱炭素化と地域活性化 ～米原市「Eco Village構想」～	R4-R8	5,852	3,401
重点対策	県	滋賀県CO ₂ ネット社会づくり重点対策加速化事業計画 ～快適なライフスタイルへの転換・県における率先実施～	R5-R10	4,091	934
合計				13,638	6,798

単位:百万円

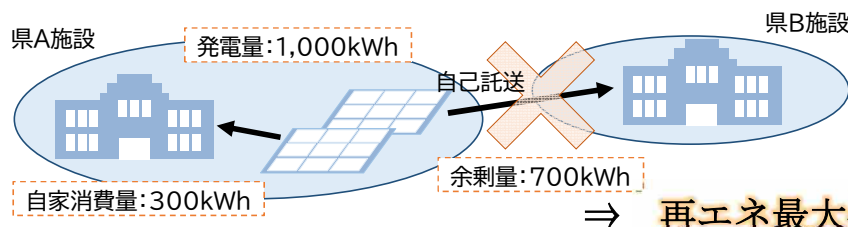
県施設の再エネ化
に遅れが...



交付率 25%未満

- 自己託送による他施設への再エネ電力の供給が認められないことから、自家消費以上の太陽光発電設備の整備が困難となっており、更なる導入拡大に支障

【イメージ】



(2) 再生可能エネルギーと地域との共生

- 県内における地域とのトラブル事例の経過
 - ・平成28年2月～ 太陽光発電施設計画が浮上 ⇒ 地元住民が反対運動
 - ・平成30年4月 A市太陽光発電設備規制条例の施行（許可制に）
 - ・令和3年6月 A市が設備設置の許可
- ⇒ 全国的に地域とのトラブルが発生しており、これを未然に防止するため、事業者による地域住民への事前説明等の徹底が必要
- ⇒ 今般の法改正の趣旨に則り、事業者を適切に監視する仕組みが重要

担当：総合企画部 CO₂ネットゼロ推進課ムーブメント推進係 TEL 077-528-3493

公社林の持つ多面的機能の持続的発揮

- 公社林の持つ多面的機能は、水源涵養や地球温暖化防止、国土保全等のため重要
- これらを持続的に発揮させ、CO₂ネットゼロ社会づくりにも貢献

【提案・要望先】 総務省・農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 公社林の伐採・搬出等に対する財政支援

- 伐採・搬出等の森林整備に係る予算の確保、分収契約の変更等への支援継続等
- カーボン・ニュートラルなど環境貢献を目指した取組への支援継続

(2) 公庫債務の利子軽減施策の創設と地方財政措置の拡充

- 日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)債務の利子負担軽減に係る施策の創設等
- 公社支援に係る特別交付税措置の拡充(措置率および上限額の引き上げ)

2. 提案・要望の理由

(1) 公社林の伐採・搬出等に対する財政支援

- ・公社林は、国の拡大造林政策に従い、自営造林を行う者が少ない山間僻地等の条件不利地域を対象に造成されたものであり、本県では、琵琶湖を取り巻く森林面積の1割を占める。この人工林を今後も造林公社において適切に管理し、水源涵養機能をはじめとする多面的機能を持続的に発揮させるためには、特別の支援が必要。
- ・引き続き伐採・搬出(利用間伐)を実施するためには、十分な予算の確保が必要。
- ・抜本的な経営対策のためには、分収割合の契約変更や不採算林の契約解除が喫緊の課題であることから、これらの取組に対する支援の継続や拡充が必要。
- ・J-クレジット制度には、全国26林業公社のうち12公社が取り組んでおり、カーボン・ニュートラルの実現に向けて、現地調査や申請事務等に対する支援の継続が必要。

(2) 公庫債務の利子軽減施策の創設と地方財政措置の拡充

- ・関係府県は、既に債権放棄や公庫債務の引受、公社への長期無利子貸付等により特別の支援を実施済みであり、国においても、利子助成制度の創設や公庫既往貸付金の利率見直し、公社支援に係る特別交付税措置の拡充(措置率および上限額の引き上げ)が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 公社林の伐採・搬出等に対する財政支援

○ 現状

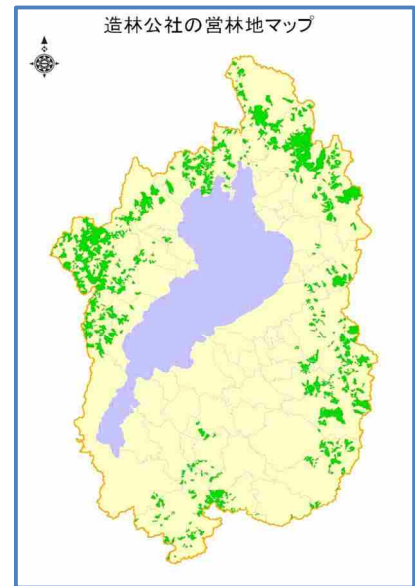
- ・ 植栽面積は約 2 万 ha（県森林面積約 20 万 ha）
※民有人工林面積の 25%
- ・ 労務費の上昇、労働力不足、木材価格の低迷等
- ・ 伐採事業の推移（実績値）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4 見込
生産量 (m ³)	6,788	8,155	10,025	9,529	7,587	8,200

- ・ 台風等による風倒木の発生、路網の被災
- ・ シカ等による剥皮被害
- ・ 分収割合の契約変更・不採算林の契約解除の進捗遅滞

○ 課題

- ・ 事業地の奥地化等に伴う森林整備費等の増嵩
- ・ 伐採搬出に要する路網の開設および改良、維持管理



※ 環境貢献取組事例

- ・ 民間企業との連携による
J-クレジットの活用



JR利用カーボンゼロオプションを
購入すると「豊かな森」を守り育てる
手助けになります。



(2) 公庫債務の利子軽減施策の創設と地方財政措置の拡充

○ 森林の公的管理者(造林公社)に対する本県の取組状況

- ・ 補助事業活用や管理運営経費圧縮等の指導、造林補助金への任意上乗せ
- ・ 県職員の派遣、管理運営経費に対する財政支援（年間 2 億円超を出資）
- ・ 公庫債務の免責的引受、約 690 億円を 42 年間にわたり県民負担で返済 [H20. 9]
- ・ 特定調停の成立による債権放棄（計約 956 億円（うち本県約 782 億円）） [H23. 3]

○ 課題

<<本県の森林・林業の課題>>

- 琵琶湖・淀川流域の水源林として重要な役割
- 公社林の伐採・搬出(利用間伐)面積の増加

<<県財政の課題>>

- 公庫への償還財源の確保(～2049年)
- 公社への支援財源の確保(～2068年)

担当：琵琶湖環境部森林政策課林政企画係
TEL：077-528-3914

持続的で生産性の高いみらいの農業の推進

- 環境保全型農業の生産性向上と琵琶湖等の環境保全や脱炭素社会の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」を推進していく。

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) みどりの食料システム戦略の実現に係る支援の充実

- オーガニック農業にかかるスマート農業技術・安定生産技術の早期開発
- 環境に配慮した農産物、特に、有機農産物の需要喚起に向けた消費者の理解醸成・行動変容のための取組(広報、啓発等)の推進
- 地域ぐるみのオーガニック農業を一層推進するための取組に対する支援の拡充

(2) 環境保全型農業直接支払交付金制度の安定化

- 琵琶湖の水質保全はもとより脱炭素社会の実現にも資する環境保全型農業直接支払交付金の予算枠確保および地域特認取組の過去実績に基づく必要額の配分

2. 提案・要望の理由

(1) みどりの食料システム戦略の実現に係る支援の充実

- 本県では、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」、全国初となる「みどりの食料システム法」に基づく「滋賀県みどりの食料システム基本計画」に基づき、農業の生産性を向上させるとともに、琵琶湖の水質保全や地球環境に配慮した環境こだわり農業を進めているところ。

さらに、環境こだわり農業全体のブランド力の向上を図るため、オーガニック農業を本格的に推進しているところであるが、さらなる取組の拡大に向けて、オーガニック農業の生産の安定化や軽労化に資する技術開発の早期化が必要。

- 国の調査によると、生鮮食品購入時に「低価格のものを買う」とする回答が約7割を占める中、「どのような効果があるのか」、「なぜ価格が高いのか」等、環境に配慮した農産物の価値について、消費者の理解を得ることが重要。
- みどりの食料システム戦略推進交付金の「有機農業産地づくり推進」において、市町の取組に対する国費の支援は、5年間の計画期間のうち3年間で想定されているが、有機農業の産地を育成・定着させるためには、期間中の継続した支援が必要。

また、市町の取組の横展開を図るため、県を対象としたオーガニック農産物の販路開拓や販売促進等の取組に対する支援が必要。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金制度の安定化

- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」として位置づけられている琵琶湖の水質保全を図るとともに、CO₂排出削減効果の高い取組をより強力に推進するため、環境保全型農業直接支払交付金へのさらなる財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

- (1) みどりの食料システム戦略の実現に係る支援の充実
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金制度の安定化

環境こだわり農業^(※)の推進

- 「環境こだわり農業」は、令和4年7月に世界農業資産に認定された「琵琶湖システム（琵琶湖と共生する農林水産業）」の主要な構成要素となっている。
- 環境こだわり農産物の取組面積は14,206ha (R3) まで拡大し、環境こだわり米は水稲作付面積の44%を占める。
- 環境直接支払交付金の取組面積は12,741ha (R3) で、耕地面積の30.3%を占める。
- 本県では、地域特認取組が、支援対象取組の約9割を占めている。

※化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常よりも削減し、環境に配慮して農作物を栽培すること。

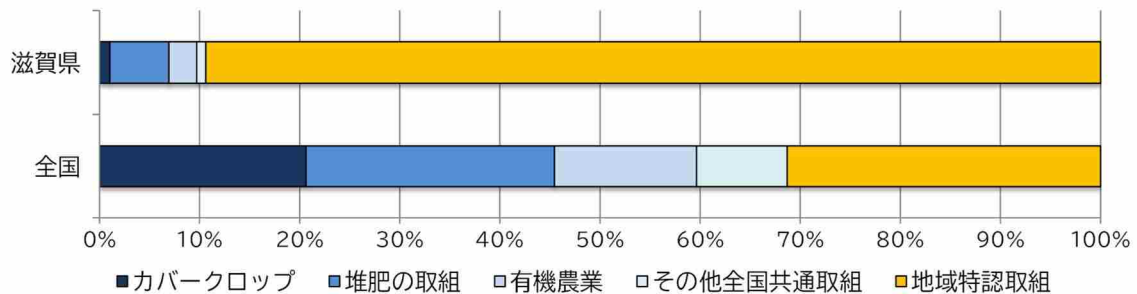
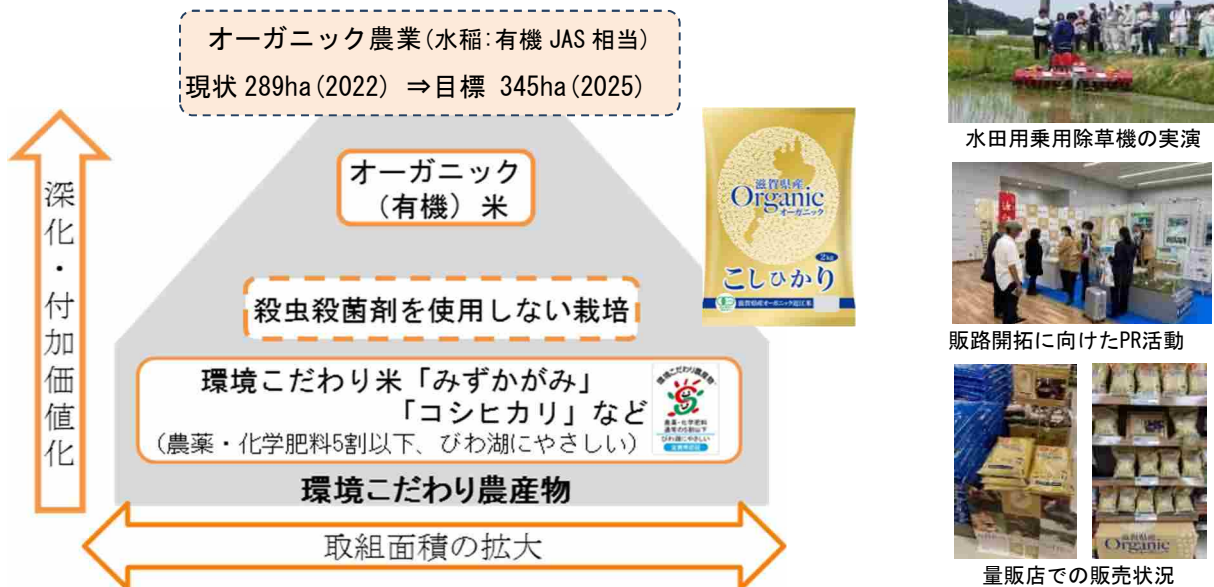


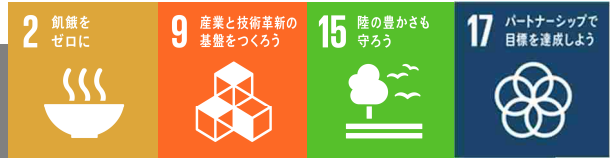
図 環直交付金に係る全国共通取組と地域特認取組の割合 (令和3年度)

オーガニック（有機）農業の取組状況

- 環境こだわり農産物全体のブランド力向上のため、オーガニック農業を環境こだわり農業の柱として位置づけ、本格的な拡大を図っている。



担当：農政水産部 みらいの農業振興課 環境こだわり農業係 TEL 077-528-3895



農業農村整備事業の推進

- 農業の競争力強化による成長産業化や、中山間地域等のにぎわい創出を図り、「儲かる農業」の実現と農山村の次世代への継承を目指す。

【提案・要望先】財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

- 農業農村整備事業関係予算の令和6年度当初予算枠の拡大および「防災・減災、国土強靱化対策」の継続的かつ十分な予算の確保
- 農村RMOの形成や単独集落での取組への支援等、中山間地域の活性化施策の充実
- 施策推進の重要なインセンティブとなっている促進費にかかる地方公共団体の負担軽減

(2) 国営事業の着実な推進

- 国営土地改良事業「近江東部地区」「東近江地区」の早期事業着手

2. 提案・要望の理由

(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

- 農業の成長産業化に資する農地整備、農業水利施設の長寿命化対策、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策を着実に進めるため、農業農村整備事業の当初予算枠の拡大と、防災・減災、国土強靱化対策について継続的かつ十分な予算確保により、計画的かつ円滑な事業の推進と災害リスクの高まりに適応した対策の推進が必要。
- 中山間地域の集落機能を維持するため、農村RMOの形成を後押しする支援の期間延長と助成額の上限緩和が必要。一方で、取り残されないための単独集落での取組に対しても支援が必要。
- 農業水利施設の省エネルギー化や、担い手への農地の集積集約をインセンティブとして有効な促進費でさらに推進するには、地域の実情に応じた地方公共団体の負担軽減が必要。

(2) 国営事業の着実な推進

- 永源寺ダムの堆砂量の急増による機能低下は緊急の課題であり、国営総合農地防災事業「近江東部地区」の全体実施設計の強力な推進による早期事業着手が必要。
- また、国営農地再編整備事業「東近江地区」は、大規模な基盤整備を契機として高収益作物導入による収益力向上やスマート農業の実装化の取組等を目指す等、本県農業のモデルとなるものであり、着実な地区調査の推進による早期事業着手が必要。

(本県の取組状況と課題)

- (1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大
- (2) 国営事業の着実な推進

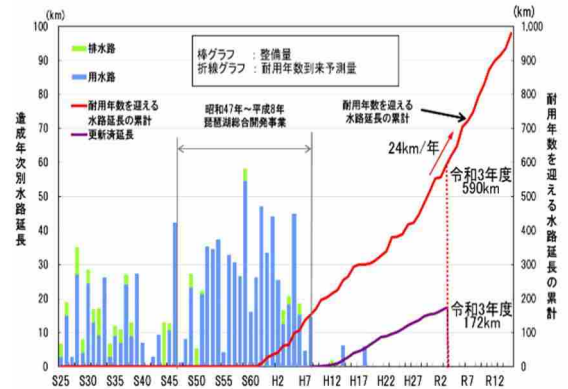
競争力強化による農業の成長産業化

- 農地整備を契機に、担い手への農地の集積・集約化を加速。農地集積率は全国高位の 65%。
 → 稲作主体の本県では、野菜生産額は伸長しているものの全国では低位。(野菜生産額全国 43 位)。
- ほ場の大区画化・汎用化、スマート農業や水利施設での省エネにより農業競争力を強化。
 → 農業の成長産業化のためには、水田フル活用による高収益作物への転換、スマート技術の導入など地域の営農と一体的かつ計画的な農業基盤整備が必要。



農業・農村の強靱化

- 「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」や「ため池中長期整備計画」に基づき、施設の長寿命化対策、防災・減災対策を積極的に推進。→ コスト縮減や平準化を図りつつも水利施設の長寿命化対策に 10 年間で 710 億円程度の事業費が必要。
- 農業・農村の強靱化を図り、農村地域の豊かな資源を次世代に引き継ぐため 5 か年加速化対策予算を積極的に活用。→ 災害リスクの増大を受け、ため池等の防災・減災対策に 10 年間で 105 億円程度の事業費が必要。



農村のにぎわい創出

- 中山間地域の活性化に向け、企業や大学等と集落による協働活動「しかのふるさと又さかいプロジェクト (協定締結数 23)」や、棚田ボランティア登録制度「たな友 (登録 240 名)」等を展開。
 → 地域の実情に合った継続的な支援が必要。



担当：農政水産部 耕地課 企画・技術管理係 TEL 077-528-3943

琵琶湖漁業の持続的発展に向けて

- 「琵琶湖と言えば、おいしい湖魚の産地」と県内外に広く認識されるように、漁協組織の体制強化と適切な資源管理を進め、“儲かる漁業”の実現を目指す。

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 漁協統合に係る専門家派遣等による継続支援

- 漁業組織の再編・統合と円滑な事業運営に向けた、国からの専門家派遣等による継続的な支援

(2) 水産資源の科学的な評価および管理の高度化に係る継続支援

- 水産資源の科学的な評価と、これに基づく資源管理の実践に必要な調査等に係る予算の確保

2. 提案・要望の理由

- 琵琶湖漁業の魅力を高め、次世代につなぐため、一人ひとりが精鋭となる“儲かる漁業”への転換を図るべく、2030年のあるべき姿を漁業者1人あたりの年間水揚げ高1,000万円と掲げ、令和3年度から10年間を集中的な取組期間として、琵琶湖漁業の体系的な改革を推進。
- 現在、基礎づくりとして、国の事業を積極的に活用しながら、漁業者と行政が一体となって、“漁協統合”、“資源管理”、“流通改革”を推進しているところ。

(1) 漁協統合に係る国からの専門家派遣等による継続支援

- 「流通改革」等を強力に推進するためには「漁協統合」が重要。現在、本県で進めている漁協の再編・統合および統合後の円滑な事業運営に向けた国からの専門家派遣等による継続的な支援が必要。

(2) 水産資源の評価および管理の高度化に係る継続支援

- 琵琶湖の水産資源を最大限活用するには適正な資源管理が重要であり、“科学的な資源評価”および漁業者による管理措置の実践が不可欠。このためには資源調査および取組の効果検証に対する必要な予算について国の継続的な支援が必要。

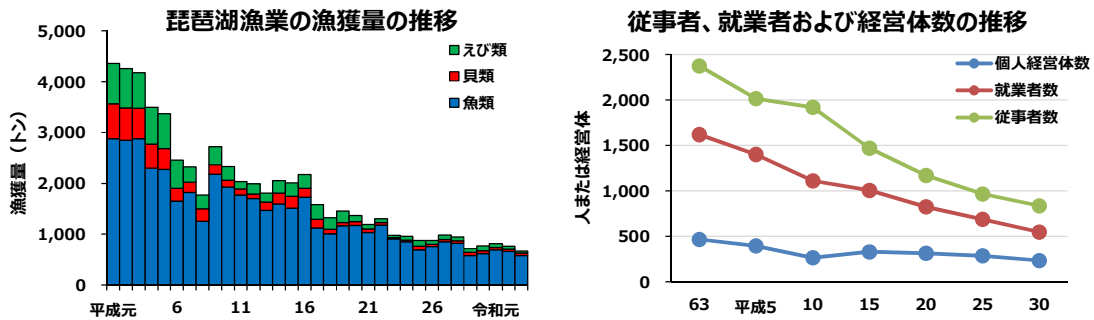
(本県の取組状況と課題)

(1) 漁協統合に係る国からの専門家派遣等による継続的な支援

(2) 水産資源の評価および管理の高度化に係る継続的な支援

琵琶湖漁業の現状

○ 漁獲量と漁業従事者の減少が顕著。



○ 湖沼漁業特有の課題が、儲かる漁業への転換の足かせに。

- ◇ 生産量 \square + 組織力 \square 、販売力 \square 、経営指導力 \square = 相対取引中心
- ◇ 伝統漁法中心、開発遅れ = 操業効率 \square

改革のための取組

① 漁協統合

「漁協経営基盤強化対策支援事業」(水産庁)を活用し、滋賀県漁連が県1漁協への合併を目指し検討中。県予算で一部漁協の欠損金処理や指導的職員配置を支援。

② 資源管理

- ◇ 国の支援を受け、漁業者がスマホ等から漁獲情報を報告できるアプリを令和3年度に構築。令和4年度より本格稼働し、資源評価等に活用。
- ◇ 対象を、既存のニゴロブナ・ホンモロコ・セタシジミの3種にアユ・ビワマスを追加。
- ◇ 主要魚種の1つであるビワマスは、遊漁による利用が増加傾向。既存の漁業調整委員会での承認制度を活かしつつ、漁業と遊漁の包括的な資源管理のあり方を検討。

③ 流通改革

- ◇ 漁業組織による新たな流通モデルの検討・実践を支援。県職員もセールスマンとして事業者の取組を後押し。
- ◇ 組織再編の動向を踏まえつつ、琵琶湖漁業の流通のあるべき姿(新たな「浜の活力再生プラン」の策定等)を検討。

④ その他

- ◇ 担い手の販売スキル向上、学び合いの場の提供および就業者の受け入れ体制の整備。
- ◇ 既存漁法の効率化や新規漁法の開発、漁獲物の鮮度向上など技術面から漁業者を支援する「水産技術相談窓口」を水産試験場に新設。(令和4年度)

担当：農政水産部水産課漁政係、水産振興係、漁場環境・資源係
TEL 077-528-3872、3873、3874



デジタル社会の実現に向けた取組の一層の推進

- ▶ 新たな価値創造や地域課題の解決に向けたDXの取組を通じ、人が人らしく生活し続けられるデジタル社会を実現し、「未来へと幸せが続く滋賀」をつくっていく

【提案・要望先】総務省・デジタル庁

1. 提案・要望内容

システム標準化・共通化に対する財政支援等の充実

- 標準仕様の変更等による自治体の取組の遅れを踏まえた支援、標準仕様の確定を受けたベンダー価格に対応したデジタル基盤改革支援補助金の上限額の見直し
- 既存システムの整理、影響を受けるシステムの改修に対する補助金予算の拡充および交付対象の拡大
- 標準化対象外の業務システムの複数自治体での共同利用やクラウド化への支援

2. 提案・要望の理由

システム標準化・共通化に対する財政支援等の充実

- 一部標準仕様の遅れや、仕様変更等のため自治体の取組に遅れが生じており、補助金による支援では柔軟な取扱いが必要。また、今後、ベンダーが価格設定を行う中で、補助金の基準額の上限を上回ることが予想されるため、その見直しが必要
- システム移行にあたっては、既存システムの契約解除に伴う違約金、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等の費用が必要になることから、補助金予算の大幅な拡充および交付対象の拡大が必要
- 自治体DXによる行政サービス向上や業務改革の実現に向けて、標準化対象外の業務システムについても、複数自治体での共同利用やクラウド化の取組に対する支援も必要

(本県の取組状況と課題)

システム標準化・共通化に対する財政支援等の充実

本県では、「滋賀県DX推進戦略」(令和4年3月策定)に基づき、地域や産業の持続的な発展と、県民の暮らしをより豊かにするための新たな価値創造を、「暮らし」、「産業」、「行政」の各分野のDXにより実現できるよう、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進している。

○システム標準化・共同利用推進

～県、市町、スマート自治体滋賀モデル研究会、おうみ自治体ネット整備推進協議会の連携によるシステム標準化・共同利用推進の取組～

県・市町共同調達のスキーム

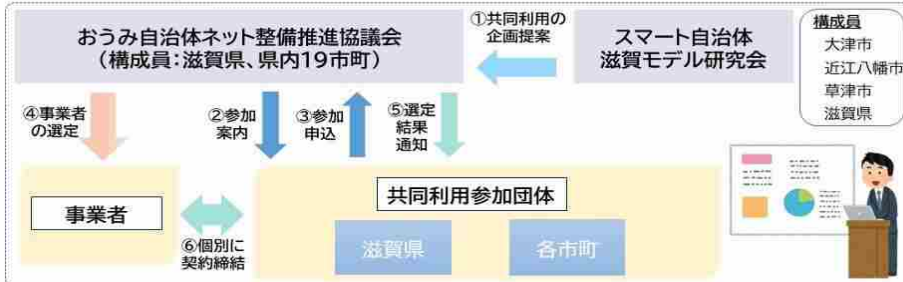
システム調達共同化により、**自治体DXの推進、県民のQoL向上および財政・事務負担の低減**を目指す。

R3調達案件 3件(汎用電子申請システム、行政手続ガイド、ビジネスチャットシステム)

R4調達案件 1件(会議録作成支援システム)



スキーム図



スキーム概要

共同利用の企画・研究・提案	スマート自治体滋賀モデル研究会
共同調達の実施	おうみ自治体ネット整備推進協議会
契約の締結	各共同利用参加団体

○滋賀県DX官民協創サロンの取組

～高い専門性を有する企業とのマッチングや相談対応など、市町のDX推進(デジタル技術を活用した業務改革や地域課題解決、新規事業立案等)の取組を支援～



担当：総合企画部DX推進課
地域DX連携推進室
TEL 077-528-3382



デジタル時代に地域情報を幅広く提供する仕組みの確保

- 現在、放送が担っている、県政情報や地域情報、防災情報を幅広く県民に提供する仕組みを将来にわたって確保する。

【提案・要望先】 総務省

1. 提案・要望内容

地方独立放送局の実情を踏まえたデジタル時代における放送制度

の在り方の検討

- 現在、検討を進められている中継局の保有・運用等に係る「共同利用型モデル」やマスター設備のクラウド化等の放送ネットワークインフラ維持コスト抑制策や、放送コンテンツの制作・流通を促進するための方策の在り方について、キー局のネットワークに属さない地方独立放送局の意見も聴取のうえ、検討。

2. 提案・要望の理由

- 放送は、これまで地域の状況に即した様々な情報を幅広く県民に提供しており、その社会的役割を果たす仕組みを将来にわたって維持・確保することが必要。
- 一方、放送を取り巻く環境が大きく変化し、経営規模の大きなキー局やそのネットワーク系列に属する放送局においても放送ネットワークインフラの維持コストが過大な負担となる中で、経営規模が小さい地方独立放送局はさらに厳しい状況。このため、現在インフラ維持コスト抑制策として検討されている中継局の「共同利用型モデル」やマスター設備のクラウド化等について、キー局のネットワークに属さない地方独立放送局にも参入しやすい仕組みとすることが必要。
- また、インターネットによる配信を含めた多様な伝送手段の確保においても、現在のキー局を中心としたインターネット配信プラットフォームでは、配信費用や運用ルール面から、地方独立放送局がローカル情報を配信することは困難であり、地方独立放送局が配信できるプラットフォームのあり方について検討が必要。
- デジタル時代における放送制度の在り方の検討に当たっては、地方独立放送局もコンテンツ制作に注力できる環境整備につなげ、継続して社会的役割を果たせるよう、地方独立放送局の実情も十分に反映することが必要。

(本県の取組状況と課題)

- 本県唯一の県域放送局であるびわ湖放送（株）は、県政情報や地域情報、災害情報等を提供する重要な社会インフラとしての役割を果たしており、県として広く県民に情報を伝えるための主要な媒体として積極的に活用していくこととしている。
- びわ湖放送（株）は、キー局のネットワーク系列に属さない地方独立放送局であり、自社の経営努力と資本金による事業運営を行っているところ。

	JNN系列	NNN系列	FNN系列	ANN系列	TXN系列	独立放送局
関東圏	TBSテレビ	日本テレビ放送網	フジテレビジョン	テレビ朝日	テレビ東京	テレビ埼玉 テレビ神奈川 など
関西圏	毎日放送	読売テレビ放送	関西テレビ放送	朝日放送テレビ	テレビ大阪 (大阪府内)	京都放送 奈良テレビ放送 サンテレビジョン テレビ和歌山 びわ湖放送
全国系列局数	28社	30社	28社	26社	6社	(13社)

- 現在、同社は、地デジ化に伴って導入した放送設備の更新時期を迎えており、放送継続に必要な費用（令和3年度～12年度、総額約16億円）について、県と市町、民間が一体となって支援を実施する方針。
- びわ湖放送（株）では、減価償却が概ね終了する2030年度以降の黒字化を見込んでいるものの、テレビ業界を取り巻く環境が大きく変化する中で、中長期的に見ると各放送局が多大なインフラ設備を所有する現在のビジネスモデルは限界に達しており、同社が自立した経営を行うためにも、設備維持コストを抑制するとともに多様な伝送手段を確保し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備することが必要。

(単位：千円)

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
営業収益	1,483,506	1,613,218	1,600,000	1,506,006	1,509,018	1,525,617	1,542,399	1,559,365	1,576,518	1,593,860	1,611,393	1,629,118
(償却前利益)	70,031	105,383	61,000	65,935	49,425	53,157	48,635	62,560	84,870	117,622	117,779	119,980
営業損益	25,467	58,869	3,000	-95,080	-229,129	-215,603	-163,458	-113,605	-72,622	-12,311	36,623	68,502

担当：知事公室広報課広報係
TEL 077-528-3041

地方創生の一層の推進

8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



- 本県の総合戦略において目指すべき将来像として掲げる「未来へと幸せが続く滋賀」を実現するため、地方創生の取組をより一層推進する。

【提案・要望先】 内閣府

1. 提案・要望内容

デジタル田園都市国家構想交付金の財源確保と制度改善

- 同交付金（地方創生推進タイプ）に係る財源の継続的・安定的な確保
- 同交付金（地方創生推進タイプ・デジタル実装タイプ）について、要件緩和や交付対象の拡大など制度・運用の弾力化

2. 提案・要望の理由

- 本県では、平成 28 年度から総合戦略に基づき、交付金も活用しながら地方創生の取組を進めてきたところで、近年、県南部を中心に転入超過が継続（次頁参照）。一方、県北部地域などでは若い世代の転出などにより、人口減少が進んでいるところ。
地域の実情に応じた地方創生の取組をより一層推進するためには、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の継続的・安定的な財源確保が必要。
- 地方創生推進タイプでは、取組について3～5年での自立・自走が必要となるが、事業の内容や性質によっては、長期的な取組が必要なものもあり、交付対象となる事業計画期間の延長を可能とするなど、柔軟な対応が必要。
また、企業版ふるさと納税併用事業におけるインセンティブも拡充の検討が必要。
- デジタル実装タイプ（TYPE1）について、現行制度では、交付対象が他県での成功事例の横展開に限定され、また単年度限りの予算措置となっているところ。地域の実情に応じて効果的に実装するためには複数年にわたる実証事業が必要となる場合もある。デジタル田園都市国家構想で掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するためには制度の拡充が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) デジタル田園都市国家構想交付金の財源確保と制度改善

○本県における地方創生関係交付金の活用状況 (事業費ベース、単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地方創生推進タイプ (地方創生推進交付金)	239,138	1,067,826	1,024,562	1,141,243	1,156,550	1,072,016	1,216,552	1,240,785
地方創生拠点整備タイプ (地方創生拠点整備交付金)	1,036,995	951,714	19,725	—	—	—	0	382,045
デジタル実装タイプ (デジタル田園都市国家構想推進交付金)	—	—	—	—	—	—	26,470	83,607

※交付決定を受けた年度で整理

○上記地方創生関係交付金を活用して実施・整備した(予定の)事業

■地方創生推進タイプ活用

→「魚のゆりかご水田米」のPR、流通拡大



■地方創生推進タイプ活用

→地場産業の海外への販路拡大



■デジタル実装タイプ活用

→複数農業者のハウスの温度等をリアルタイムで確可能



■地方創生拠点整備タイプ活用

→研究開発型ベンチャー創出の拠点整備 (R7)



○本県の総人口および社会増減の推移

	総人口 (外国人含む)	転入超過数 (日本人のみ)	転入超過数 (外国人含む)
2016	1,412,830	-706	-797
2017	1,412,528	-715	-519
2018	1,412,430	-542	+409
2019	1,413,943	-411	+1,079
2020	1,413,610	-492	+28
2021	1,410,509	+339	+1,034
2022	1,409,388	+512	+1,555

※総人口は2021年までは総務省「人口推計」、2022年は本県集計における人口推計

担当：総合企画部企画調整課企画第一係 077-528-3314

持続可能な地方税財政基盤の確立

- 必要な行政サービスを提供し続けるためには、必要な財政需要には適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代へ引き継ぐ。

【提案・要望先】内閣府・総務省

1. 提案・要望内容

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 交付税率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の廃止・縮減

(2) CO₂ネットゼロ推進のための税財源の確保・充実

- 国の2050年カーボンニュートラルに向けた地方の対応策の状況を踏まえた地方税財源の確保・充実

(3) 地方創生臨時交付金の算定方法の見直し

- 地方創生臨時交付金の推奨事業メニューに配慮した算定方法への見直し

(4) 税収安定性の確保と税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 事業活動等の実態を反映した地方法人課税制度の検討
 - ・外形対象法人のあり方の見直し
 - ・デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

2. 提案・要望の理由

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的改革等、地方交付税総額の確保・充実が必要

(2) CO₂ネットゼロ推進のための税財源の確保・充実

- 2050年カーボンニュートラルに向けて、国全体での取組が必要な中で、地方においても対応が必要であり、地方において発生する追加の需要を的確に反映した上で、税財源の確保・充実が必要

(3) 地方創生臨時交付金の算定方法の見直し

- 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できるよう、増額されたものであるが、推奨事業メニューに係る対象者数等と交付金算定上の係数がリンクしておらず、同メニューの実施において財源に不足が生じていることから、事業実施に支障をきたさないような算定方法への見直しが必要

(4) 税収安定性の確保と税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 外形標準課税は法人の事業規模に応じた課税であり、景気変動に左右されにくく税収安定化に寄与するため、実質的に大規模な法人を念頭に置いた制度の見直しが必要
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定により、日本に帰属する法人の利益が増加する場合は、それを国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要

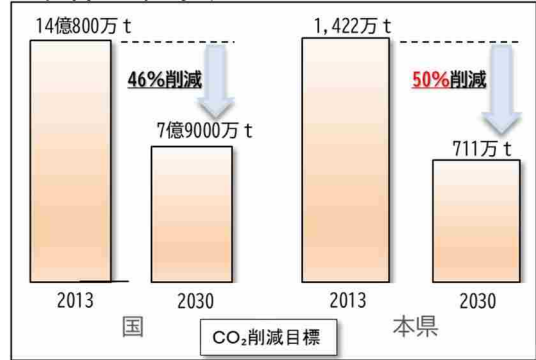
(本県の取組状況と課題)

(1) 地方交付税総額の確保・充実

- 県は、「滋賀県行政経営方針2023」を定め、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、社会保障関係費の増嵩や老朽化対策、国土強靱化対策など、拡大する行政需要に適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。

(2) CO₂ネットゼロ推進のための税財源の確保・充実

- 国で2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指しているが、本県でも、CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画を策定し、2030年度に温室効果ガスを2013年度から50%削減することを目指している。
- 本県の県域全体で1兆7千億円の投資が必要であるとともに、県としても、令和5年度当初予算で約76億円の所要経費を計上している。
- こういった地方の需要に的確に対応するためには、地方税財源を確保することが不可欠。



(3) 地方創生臨時交付金の算定方法の見直し

- 推奨事業メニューのうち、「特別高圧で受電する施設への支援」には、多額の財源が必要となるが、本県では事業所等に占める受電件数の割合が特に高いことから、交付金の相当額をこの事業に充てざるを得ない状況。
- 推奨事業メニューの実施ならびに地域の実情に応じた取組に十分対応できるよう、交付金の算定において、特に財政需要が大きい「特定高圧受電の状況」に応じた係数の追加が必要である。

【特別高圧受電件数 類似団体比較】

	交付限度額 百万円	事業所数 件	特別高圧 受電件数 件
滋賀県	4,601	63,832	227
埼玉県	16,014	284,566	258
京都府	7,796	138,744	187
福岡県	15,620	260,232	233

(4) 税収安定性の確保と税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 減資等による対象法人数の減少は、地方税収の安定性や税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、実務面の影響にも配慮した上で、制度のあり方の見直しを図る必要がある。

要望内容:外形標準課税の対象から外れている、実質的に大規模な法人を見据え、現行の外形の基準となっている「資本金」を、「資本金+資本剰余金」にする等、制度的な見直しを図ること

- 既存の国際課税原則では適正な課税が困難である企業に対する新たな課税(デジタル課税)に係る国際的なルールの制定作業がOECDで進められているところであるが、その結果が地方税制へどう反映されることになるのかが不透明である。

要望内容:コロナ禍を経て、今後も拡大が続くと見込まれる電子商取引について、新たな国際ルール制定時には、国税のみならず、地方税収に適切に反映される法人課税制度を検討すること

担当：(1) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3182／3237
 (2) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3182／3237
 総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課計画調整係 TEL 077-528-3493
 (3) 総合企画部企画調整課企画第一係 TEL 077-528-3313
 (4) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211



「経済」・「社会」・「環境」の調和による
持続可能な滋賀



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

表紙は琵琶湖のヨシ紙を使用しています